

第4章 関連文化財群とそのテーマ

4-1 関連文化財群を設定するにあたっての考え方

本市の歴史的特性を余すところなく網羅し、全ての人にその魅力や価値をわかりやすく伝えるには、関連する歴史資産を結び付けた、関連文化財群を設定する必要がある。関連文化財群とは、歴史資産を歴史的・地理的関連性に基づき一定のまとまりとしてとらえたものである。さらに、歴史資産を活用する拠点となる博物館や資料館のほか、各地域まちづくりセンターなどの施設も、今後、公開・活用施設として期待される。

なお、関連文化財群の設定にあたって、以下の点に留意する。

- (1) 構成する文化財間に歴史的・地理的関連性が存在すること。
- (2) 関連文化財群のテーマに沿って保存・活用に結び付けられること。
- (3) 中核となる文化財はこれまで十分な調査・研究がなされ、歴史性や価値が評価されていること。

4-2 関連文化財群の概要と設定

本市は、地形的には南東の丘陵部と中央から北部の平野部、そして湖岸部に分けることができ、それぞれの地域に伝わる歴史文化も多岐にわたる。そこで、本市の3つの歴史文化の特徴について、個々の歴史資産を関連文化財群としてとらえる。

歴史文化の特徴	関連文化財群のテーマ
(1) 生産の歴史文化	① ものづくり文化の源流 ② 古代国家を支えた生産遺跡群 ③ 暮らしと生業
(2) 信仰の歴史文化	① 信仰のかたち ② 船奉行芦浦観音寺 ③ 信仰と暮らし
(3) 街道の歴史文化	① 宿場と草津宿本陣 ② 草津を形づくる街道と湖畔の港 ③ 宿場を取り巻く多様な文化 ④ 街道を彩る名物・人物 ⑤ 近代以降の交通路

本市の南東部から大津市東部にかけて広がる瀬田丘陵上の生産遺跡群に代表されるものづくり文化は、この地に突然現れたものではない。その源流として市域の遺跡で玉作りや木製品の加工の痕跡が認められる。

弥生時代の中頃には烏丸崎遺跡や宮前遺跡などで、玉作りが行われ、勾玉、管玉などの製品から、当時のものづくり文化を知ることができる。柳遺跡や中沢遺跡からは、未製品の木製農工具が出土している。また、中沢遺跡から出土した弥生時代後期の和琴^{わごん}や舟形木製品からも、当時の加工技術がうかがい知れる。



図 4-1 市指定考古資料中沢遺跡出土祭祀
関連遺物一括(鍬形石)



図 4-2 中沢遺跡出土和琴

市内を見渡した時、古墳時代の早い段階から、ものづくり文化の担い手は、その後も様々な形でその足跡を残している。北谷古墳群をはじめとした多くの古墳のうち、前期古墳として知られる北谷 11 号墳から出土した鉄製品や未製品の鍬形石は、当古墳に生産にかかわった人物が埋葬された可能性を示すものである。中沢遺跡からも、国内 2 例目の集落跡からの出土とされる鍬形石が出土しており、北谷 11 号墳との関係性が注目される。加えて、中畑遺跡や谷遺跡では滑石原石が出土し、工房とみられる住居跡も見つかっている。

狭間遺跡で古墳の周濠から、鳥形木製品や刀形木製品などの古墳時代中頃の遺物が確認された。大將軍遺跡では絵馬や齋串^{いぐし}が見ついているのをはじめ、奈良時代から平安時代にかけてもこのように多彩な木製品が市域の遺跡から出土している。

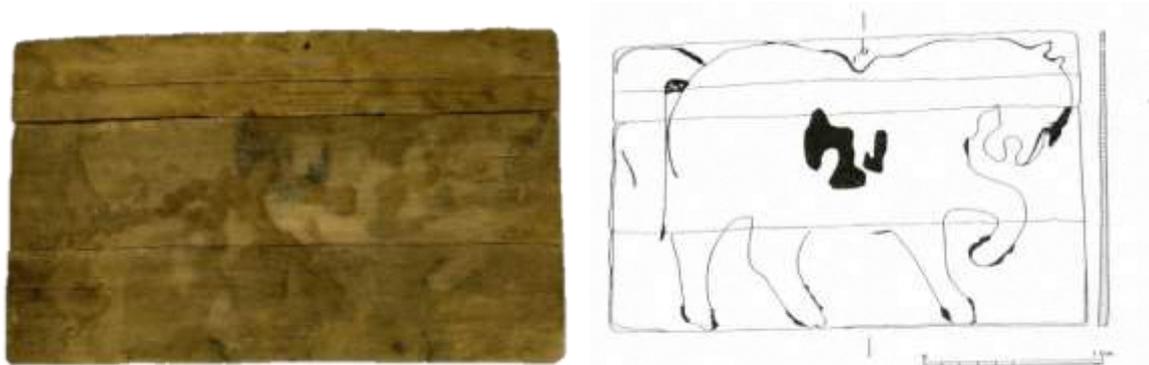


図 4-3 大將軍遺跡出土絵馬と復元図

さらに、ものづくり文化の担い手の実像を考える時、「日本書紀」に興味深い記述がある。それは、垂仁天皇3年(634年)に、新羅より渡来したとされるアメノヒボコが、近江国「吾名邑」に住んだという記録である。本市穴村町も近江国「吾名邑」の候補とされることや、アメノヒボコは生産技術を持つ人物として記されていることなどから考えると、渡来人がもたらした高い技術力によって、当時のものづくり文化が支えられていた可能性がある。

また、本市穴村町には渡来人とされるアメノヒボコを祀る安羅神社が所在し、野村町にも同名の神社があるほか、栗東市十里には小安羅神社が存在することから、当地域と渡来系氏族との関連が注目される。さらに、志那神社、惣社神社、三大神社は火を扱う際に必要となる風の神を祀る神社として知られる。

平安時代の作とされる市指定彫刻木造男神坐像を所蔵する小槻神社ならびに栗東市の小槻大社は、その名のとおり古代の豪族小槻氏とかかわりを持つとされる神社であり、神社周辺地がその拠点であったと推定される。小槻氏は小槻山君とも称され、山君の名から、金勝山地や瀬田丘陵の森林資源にかかわる有力者とみられる。

このように、弥生時代から玉作りおよび木製品加工技術など、脈々と続くものづくり文化が本市には古くから根付いていた。



図 4-4 安羅神社(穴村町)



図 4-5 小槻神社

古代の瀬田丘陵上には、製鉄・製炭・製陶といった山林資源を多く必要とする生産遺跡が展開する。特に、国指定史跡瀬田丘陵遺跡群の野路小野山製鉄遺跡では、整然と配置された14基以上の製鉄炉、製鉄に使用したとみられる炭窯、原材料となった鉄鉱石、生産活動を管理するための管理棟などの存在が発掘調査によって明らかとなった。遺跡規模とともに、製鉄原料にこの地では産出しない高純度の鉄鉱石を使用している点から、当時大国であった近江国の国府と深く関連すると考えられ、古代律令国家を支えた製鉄遺跡として貴重である。

市内では、野路小野山製鉄遺跡の東に位置する木瓜原遺跡で、製鉄・^{ぼんしょう}梵鐘^{ぼんしょう}铸造・須恵器生産が行われたことがわかっており、観音堂遺跡では製鉄の燃料となる木炭生産や須恵器生産が、笠山遺跡では須恵器生産が行われ、この地は古代国家を支える巨大な生産遺跡群を形成していた。

また、国内最古級の铸造遺構が見つかり、国内最古の獣脚の铸型が出土した榊差遺跡は、本市だけでなくわが国の铸造の歴史を考える上で、極めて重要な遺跡である。同遺跡からは他に類例のない奈良時代の仏像の光背のものとみられる铸型も出土しており、近接する笠寺廃寺へ製品を供給していたものと推定される。

さらに、当遺跡の北側に位置する矢倉口遺跡や岡田追分遺跡でも铸造が行われたことが、出土した铸型や鉄鉗^{かばし}などから判明しており、生産機能を有した集落が広く展開していた。

野路小野山製鉄遺跡周辺を見ると、生産遺跡は草津市域にとどまらず、大津市域にも展開しており、山ノ神遺跡では須恵器生産に用いられた窯を転用して^{しび}鷗尾^{しび}が焼かれ、源内峠遺跡では、多量の鉄鉱石や鉄滓^{てつさい}とともに製鉄炉が確認されている。さらに、月輪南流遺跡^{つきのわなんる}では、多量の鉄滓と須恵器の窯跡が見つかった。このように、市城南東部の丘陵地帯は古代国家を支える一大生産拠点であり、関連する生産遺跡が大津市域まで広がることから、その保存・活用について連携を進める必要がある。



図 4-6 野路小野山製鉄遺跡 炭窯



図 4-7 木瓜原遺跡梵鐘铸造遺構
(滋賀県教育委員会提供)

本市域では野路岡田遺跡から縄文時代の漁具が出土しており、古くから漁が行われていたことを示している。

続く弥生時代には市域の遺跡から農耕具が発見されている。烏丸崎遺跡からは稲を刈り取るために用いられたと考えられる石包丁が、志那中遺跡からは木製の鋤が見つまっている。また、かつて残っていた1町(109m)四方の水田の区画は、古代に整備された条里地割の名残であるが、近年のほ場整備により姿を消している。

こうした農耕は現代農法が確立され、機械化が進むまでは伝統的な民具を用いて行われていた。かつての人々の生業と密接に関わっていた民具は、現在も市内の小学校などに残されており、かつてのくらしを偲ばせている。さらに、市域西部が琵琶湖に面することからかつてはエリ等による伝統的な漁業もおこなわれており、近代には吉田虎之助が淡水真珠の養殖を日本で初めて行ったことでも知られる、水産業の盛んな地であった。吉田虎之助の生家として近世に建てられた吉田家住宅が志那町に残されている。

また、旧草津川はかつて砂川とも呼ばれ、度重なる川底の浚渫により江戸時代から天井川化が進んでいた。時代を通じてしばしば発生した洪水は、市域に被害をもたらしていたが、平成14年(2002)の草津川平地河川事業で流路が付替えられ、現在は廃川となって洪水の危険はなくなった。しかし、残存する堤防により駅周辺の中心市街地が分断されることが、本市の課題として残っている。

表 4-1 主な歴史資産と関連文化財群のテーマとの関連性

番号	指定種別	名称	関連文化財群のテーマとの関連性	テーマ名
1	-	大將軍遺跡	官衙関連遺跡	ものづくり文化の源流
2	-	烏丸崎遺跡	玉作り、木製品加工を行った遺跡	
3	-	宮前遺跡	玉作り、木製品加工を行った遺跡	
4	-	谷遺跡	玉作りを行った遺跡	
5	-	中畑遺跡	玉作りを行った遺跡	
6	-	門ヶ町遺跡	玉作りを行った遺跡	
7	-	柳遺跡	玉作り、木製品加工を行った遺跡	
8	-	御倉遺跡	玉作りを行った遺跡	
9	-	中兵庫遺跡	玉作りを行った遺跡	
10	-	中沢遺跡	玉作り、木製品加工(腰掛、和琴など)を行った遺跡	
10-1	市考	中沢遺跡出土祭祀関連遺物一括	鍬形石、子持勾玉、管玉ほか玉製品と腰掛、高杯ほか木製品が含まれている	
11	-	北谷 11 号墳および北谷古墳群	鉄製工具、鍬形石(未製品含む)の副葬が確認されているものづくりの担い手との関連性が推測される	
12	市史	追分古墳	鉄製品の副葬が確認されているものづくりの担い手との関連性が推測される	
13	市史	南笠古墳(群)	埴輪・埴輪棺が出土した。前方後円墳であり、のちの笠寺廃寺造営に繋がる有力者の存在を示す	
14	-	小槻神社	小槻山君を祀る神社	
15	-	小槻大社(栗東市)	小槻山君を祀る神社	
16	-	安羅神社(穴村町)	アメノヒボコ伝承との関連性	
17	-	安羅神社(野村)	アメノヒボコ伝承との関連性	
18	-	小安羅神社(栗東市)	アメノヒボコ伝承との関連性	
19	-	志那神社	風の神を祀る神社	
20	-	惣社神社	風の神を祀る神社	
21	-	三大神社	風の神を祀る神社	
22	国史	野路小野山製鉄遺跡	大規模な製鉄遺跡であり、近江国と関連。歴史文化の特徴(1)「生産の歴史文化」の中核となる文化財	古代国家を支えた生産遺跡群
23	-	木瓜原遺跡	製鉄・製陶・梵鐘鑄造を行った遺跡 立命館大学の地下に製鉄炉を保存	
24	-	観音堂遺跡	製鉄・鑄造・製陶を行った遺跡	
25	-	笠山遺跡	製陶を行った遺跡	
26	-	西海道遺跡	瓦窯と鑄造の痕跡が確認されている遺跡	
27	-	岡田追分遺跡	鑄造の痕跡が確認されている遺跡	
28	-	矢倉口遺跡	鑄造の痕跡が確認されている遺跡	
29	-	榊差遺跡	鑄造を行った遺跡であり、日本最古の獣脚鑄型と仏像の光背のものとみられる鑄型が見つかる	
30	国史	山ノ神遺跡	製陶・鷗尾生産を行った遺跡(大津市)	
31	国史	源内峠遺跡	製鉄を行った遺跡(大津市)	
32	-	月輪南流遺跡	製陶を行い、鉄滓が確認された遺跡(大津市)	

33	-	野路岡田遺跡	縄文時代の漁具が出土した	くらしと生業
34	-	烏丸崎遺跡	弥生時代の農具が出土した	
35	-	志那中遺跡	弥生時代の農具が出土した	
36	-	中畑遺跡	籾殻の痕がついた土器が出土したことから、農耕に関わる遺跡と推測される	
37	県建	吉田家住宅主屋	淡水真珠づくりの祖、吉田虎之助の生家	
38	-	平湖	淡水真珠づくりが行われた湖	
38-1	-	吉田虎之助	淡水真珠づくりの祖と呼ばれる人物	
39	-	旧草津川（天井川）	流域の人々のくらしとのつながりが見える	

◎指定種別凡例（以下、表 4-2、表 4-3 についても同じ）

指定等 国：国指定文化財 県：県指定文化財 市：市指定文化財 登：登録文化財

国選：国選択無形民俗文化財 県選：県選択無形民俗文化財

種別 建：建造物 絵：絵画 彫：彫刻 工：工芸品 史：史跡 書：書

考：考古資料 有民：有形民俗文化財 無民：無形民俗文化財 天：天然記念物

-：未指定文化財、その他

- ・指定等が行われているものについては、指定名称を用いる。
- ・寺社などで同名のものについては、所在地(町名)を示す。

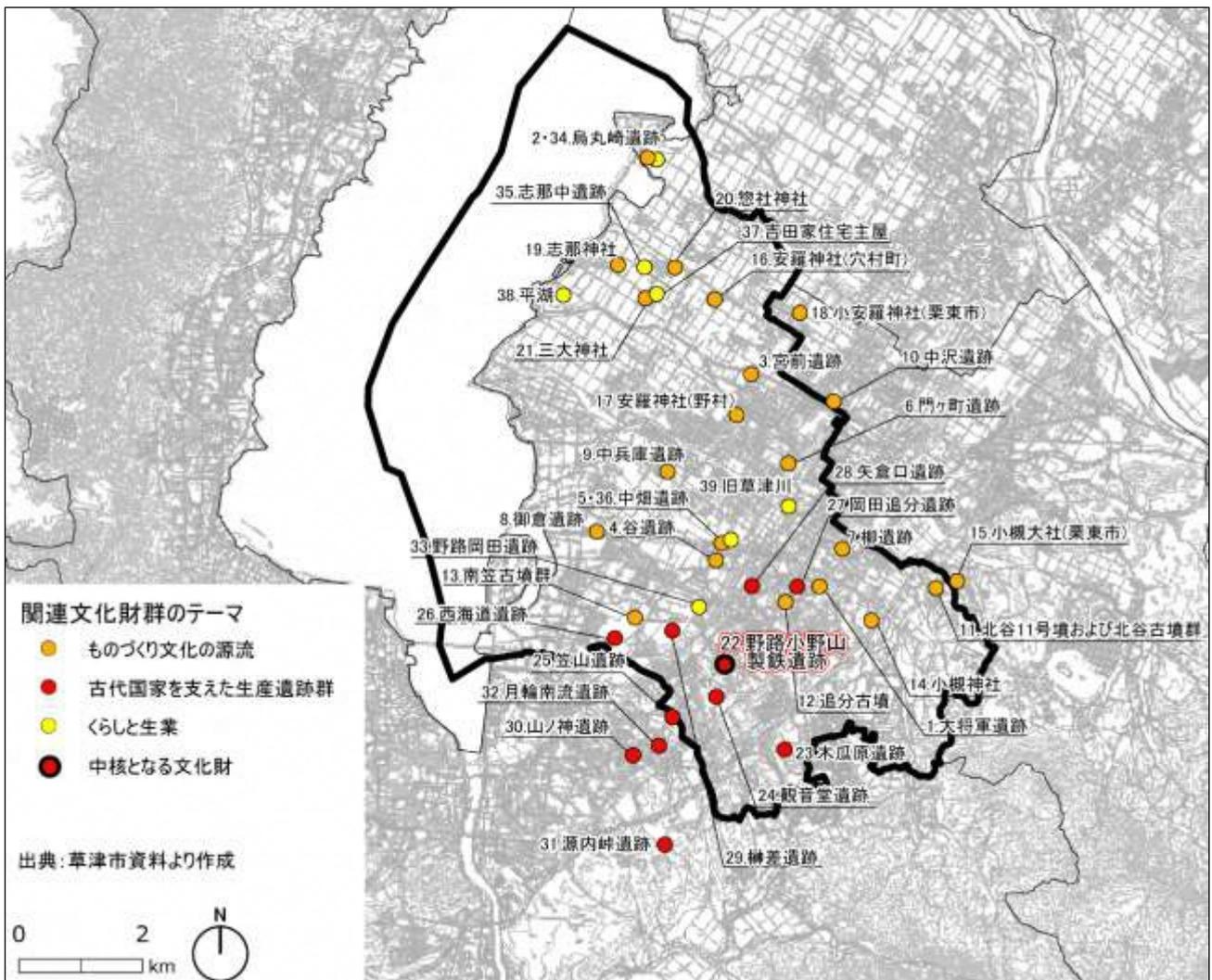


図 4-8 歴史文化の特徴（1）生産の歴史文化 に関する歴史資産の分布

(2) 信仰の歴史文化

① 信仰のかたち

天智天皇により近江大津宮に遷都された時期と前後して造営された古代寺院跡が草津市域をはじめとした湖南地域に数多く認められる。

古代寺院としては宝光寺が知られ、発掘調査により大量の瓦や土器とともに瓦積基壇を確認した。また、現宝光寺には、平安時代中期に作られた国指定重要文化財木造薬師如来立像が所在する。

下物天満宮周辺に寺域が推定されている花摘寺跡は、多くの石造物で知られ、礎石や石造露盤、手水鉢に転用された塔心礎など、寺院の石材が境内に集積されている。また、発掘調査では多くの古代瓦が出土している。観音堂廃寺は天神社・観音堂境内で古代瓦の散布が認められる。

これらのほか、現存する芦浦観音寺の前身寺院と推定される観音寺廃寺は、芦浦観音寺の寺伝によると、聖徳太子開祖、秦河勝創建とある。片岡廃寺や大般若寺跡といった寺院跡は古代瓦が出土することで知られるが、実態は不明である。

以上のように、市内北部に数多くの古代寺院の存在が推定されていることは本市の特徴の1つであり、これらのうち宝光寺跡、花摘寺廃寺、観音堂廃寺については、発掘調査によってその実態が徐々に明らかとなっている。



図 4-9 花摘寺跡



図 4-10 宝光寺跡の瓦積基壇



図 4-11 老杉神社本殿



図 4-12 新宮神社本殿

さらに、現存する寺社に目を向けると、国・県・市指定文化財として指定されている建造物群は、寺社の本堂や本殿などとして地域の人々の信仰と故郷を愛する思いにより、現在まで守り伝えられている。

本市域の寺社に所在する国指定重要文化財としては、石津寺本堂、志那神社本殿、老杉神社本殿・伊砂砂神社本殿・新宮神社本殿などが知られる。また、社伝には印岐志呂神社は敏達天皇 13 年(584)に勧進されたとの記述があり人々の信仰が古代までさかのぼることがうかがえる。

市域には、平安時代から鎌倉時代の作とされる国指定文化財の仏像が 11 躯所在し、旧草津川以北を中心として、仏像が数多く所在する傾向にある。近江名所風俗屏風にも描かれて蓮華の景勝地として著名であった蓮海寺には国指定重要文化財木造地藏菩薩立像が祀られ、水難除けの地蔵として広く信仰されていた。



図 4-13 木造地藏菩薩立像(蓮海寺)

中世から近世にかけて、湖上交通は政治的・軍事的に重要な役割を担っていた。安土桃山時代から江戸時代まで、琵琶湖の船舶およびその航行を管掌していたのが、芦浦観音寺である。

芦浦観音寺は、寺伝によれば聖徳太子開基、秦河勝創建の伝承を有しており、白鳳期の瓦が確認されたことから、観音寺廃寺の名称で白鳳寺院跡として周知されている遺跡でもある。この寺院は古代末から中世にかけて衰退したが、応永15年(1408)に歎雅が天台宗寺院として中興したとされる。

芦浦観音寺が湖上交通に携わり始めた時期は不明だが、少なくとも戦国時代にはすでに、湖南を治める佐々木氏(六角氏)に志那渡船の手配を命じられている。のちに佐々木氏に代わってこの地を治めた織田信長も同様に、志那渡船の役割を任じ、芦浦観音寺の寺領と水運の権利を保障した。

豊臣政権下では、第9世詮^{せんしゅん}舜^{くわいりち}が近江国の蔵入地代官と船奉行を兼任し、さらに大きな役割を果たす。船奉行は琵琶湖の水運を統括し、船の改めを行なって、極印(焼印)を押すものとされた。芦浦観音寺には近世に入っても同様の役割が与えられ、貞享2年(1685)に船奉行と湖南の代官職を解任されるまで、船の数や加子^{かこ}(漕ぎ手)の把握、運上銀の徴収を行なった。湖上を航行する船が、芦浦観音寺の管轄下に置かれることになったのである。

現在も室町から江戸期の建物や船奉行としての活動を示す遺構が良好に残っており、中近世を考える上で重要であることから、国指定史跡芦浦観音寺跡に指定されている。



図 4-14 観音寺阿弥陀堂(芦浦観音寺)



図 4-15 観音寺書院(芦浦観音寺)

芦浦観音寺には多くの文化財が伝えられている。観音寺阿弥陀堂は天文22年(1553)に京都普勧寺^{ふかんとじ}の建物を、観音寺書院は貞享2年(1685)に野洲郡永原村(野洲市)の永原御殿を移築したものといわれ、ともに国指定重要文化財である。絹本著色黄不動尊像・木造阿弥陀如来立像など、8件の重要文化財をはじめ、豊臣秀吉自筆北野湯茶道具目録、芦浦観音寺文書などの県指定文化財や中・近世の書跡・絵画・工芸品も多数所蔵している。

本市の仏教文化は琵琶湖を挟んで対岸に位置する比叡山延暦寺の影響を受けている。本市に残された仏像が天台宗の影響を受けたものが主流であることは、勢力の強さを裏付ける資料の1つである。

また、祭礼や年中行事などに中世からの信仰の姿を見出すことができる。サンヤレ踊りは、その起源が風流踊りに求められるとされる。風流踊りとは、華やかな衣装を身に付けた集団が歌い舞うもので、室町時代に近畿各地で流行した。

現在の矢倉・下笠町・志那町・志那町吉田・志那中町・片岡町・長束町の7地域で保存・継承されてきた民俗芸能であるサンヤレ踊りは、5月3日のそれぞれの神社の祭礼の時に、御輿みこしに随行するなどして踊られている。この踊りは、少年や青年などが楽器を持って踊り、その周囲を笹や扇子などの採り物を持ったものがこれを取り囲み囃はやし歌うもので、繰り返す歌詞のなかに「サンヤレ」という囃子詞はやしことばがあることからこれが踊りの名称となったとされる。

室町後期から近世初期にかけて全国的に流行した風流囃物ふりゅうはやしものと楽器構成などが類似し、踊り子の衣裳の中には貞享5年(1688)の墨書銘がみられるものがあるなど、近世初期の衣装が伝承されている。このように、風流踊りの古い形を残しているとされ、「草津のサンヤレ踊り」として国の選択無形民俗文化財に選ばれている。

サンヤレ踊り以外にも、風流踊りの系譜を持つものとして、伊砂砂神社で行われる渋川の花踊り、上笠天満宮で行われる上笠天満宮講踊がある。風流踊りは、京都近郊を発祥とし、古くは東山道、近世以降は東海道・中山道が通り、京都から多くの人や情報が行き交う交通の要衝であった土地柄から、風流踊りの系譜を持つ芸能が多く残されているとも言える。

サンヤレ踊り以外に、古くからの信仰の姿を伝えるものとして、下笠町の老杉神社で行われる頭屋行事がある。この行事は、神社を中心に「村」と呼ばれる集団(宮座⁵⁾)が中心となって執り行うオコナイ(神事)である。宮座を構成する8ヶ村は、現在の行政区域とは全く異なるものであり、その起源は中世にまでさかのぼるといわれる。一連の行事は、中世の宮座の姿を色濃く伝えるものとして、滋賀県の無形民俗文化財に選択されている。また、鮒ずし切り神事で知られる下寺町の天満宮ほかでのオコナイも頭屋行事と同様に宮座を強く残す神事である。



図 4-16 草津のサンヤレ踊り (長束町)



図 4-17 鮒ずし切り神事(下寺町)

⁵⁾ 地域の祭礼等を行うための組織

天台宗などの宗派は当時の有力者等により信仰されていたが、死後浄土へと至るという阿弥陀信仰とわかりやすい教義が一因となって、当時の新たな宗教ともいえる浄土宗・浄土真宗などが一般民衆にも広まっていった。現在まで草津市域に残る寺院を見ても浄土系の宗派が大多数を占める。

仏教や神道以外に目を向けると、日本で多くの建築物の設計を行った著名なアメリカの建築家ヴォーリズが設計した私立信愛幼稚園内に所在する礼拝堂が、市内でも珍しいキリスト教建築として現存する。



図 4-18 私立信愛幼稚園内礼拝堂

表 4-2 主な歴史資産と関連文化財群のテーマとの関連性

番号	指定種別	名称	関連文化財群のテーマとの関連性	テーマ名
1	-	宝光寺跡	古代寺院跡として周知されている遺跡	信仰のかたち
2	市史	史跡花摘寺跡	古代寺院跡として周知されている史跡	
3	-	観音堂廃寺	古代寺院跡として周知されている遺跡	
4	-	大般若寺跡	古代寺院跡として周知されている遺跡	
5	国彫	木造聖観音立像	常教寺の本尊として信仰される	
6	国彫	木造薬師如来立像	宝光寺の本尊として信仰される	
7	国彫	木造地藏菩薩立像	蓮海寺の本尊として信仰される	
8	県彫	木造普賢菩薩坐像	志那神社に保管されている仏像	
9	市彫	木造三面六臂観音立像	志那町吉田で信仰の対象として継承されてきた仏像。現在は同町橘堂に所在する	
10	県考	安国寺遺跡経塚出土品	天台宗の影響を受けたと推測される経典を含む五穀などの副納品より地鎮的要素が含まれる	
11	-	一夜伏塚遺跡	比叡山の僧有覚の塚跡と伝えられる	
12	国史	史跡芦浦観音寺跡	船奉行として湖上交通を管理した拠点。歴史文化の特徴(2)「信仰の歴史文化」の中核となる文化財	船奉行芦浦観音寺
12-1	国建	観音寺書院	芦浦観音寺が船奉行を務めた時代の絵図に描かれる	
12-2	国建	観音寺阿弥陀堂	芦浦観音寺が船奉行を務めた時代の絵図に描かれる	
12-3	県書	芦浦観音寺文書	芦浦観音寺と織田信長、豊臣秀吉など歴史上の著名人との関係性を示す史料	
12-4	県書	豊臣秀吉自筆北野湯茶道具目録	船奉行を務めた芦浦観音寺と豊臣秀吉との関係性を示す史料	
12-5	国彫	木造阿弥陀如来立像	芦浦観音寺に伝わる阿弥陀堂の本尊	
12-6	国彫	木造地藏菩薩立像	芦浦観音寺に伝わる仏像	
12-7	国彫	木造聖観音立像	芦浦観音寺に伝わる仏像	
13	-	芦浦遺跡	境川に接する中世の集落遺跡	
14	国選	片岡のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、印岐志呂神社に奉納される	信仰とくらし
14-1	国選	長束のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、印岐志呂神社に奉納される	
14-2	市建	印岐志呂神社本殿	敏達天皇13年(584)創建と伝わる神社の本殿	
15	国選 県選	矢倉のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、立木神社に奉納される	
16	市無民 国選 県選	下笠のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、老杉神社に奉納される	
16-1	県選	老杉神社の頭屋行事	老杉神社の神事の1つで、神饌を捧げる祭祀儀礼	
16-2	国建	老杉神社本殿	老杉神社の本殿。神社の縁起によると参詣すれば災いを回避すると伝えられる	
17	国選	志那のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、志那神社に奉納される	
17-1	国建	志那神社本殿	志那神社の本殿。風の神を祀る神社	

18	国選	吉田のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、三大神社に奉納される
19	国選	志那中のサンヤレ踊り	草津のサンヤレ踊りの1つで、惣社神社に奉納される
20	市無民 県選	渋川の花踊り	伊砂砂神社に奉納される 雨乞いのお礼踊りといわれる
20-1	国建	伊砂砂神社本殿	伊砂砂神社の本殿。雨乞いの神を祀る神社
21	市無民 県選	上笠天満宮講踊	上笠天満宮に奉納される 雨乞いのお礼踊りといわれる
22	-	鮒ずし切り神事	下寺町天満宮のオコナイ、中世の宮座制度を受け継ぐ
23	-	礼拝堂(信愛幼稚園園内)	市域に唯一現存するヴォーリス建築
24	-	琵琶湖博物館	琵琶湖の歴史や暮らしに関する博物館

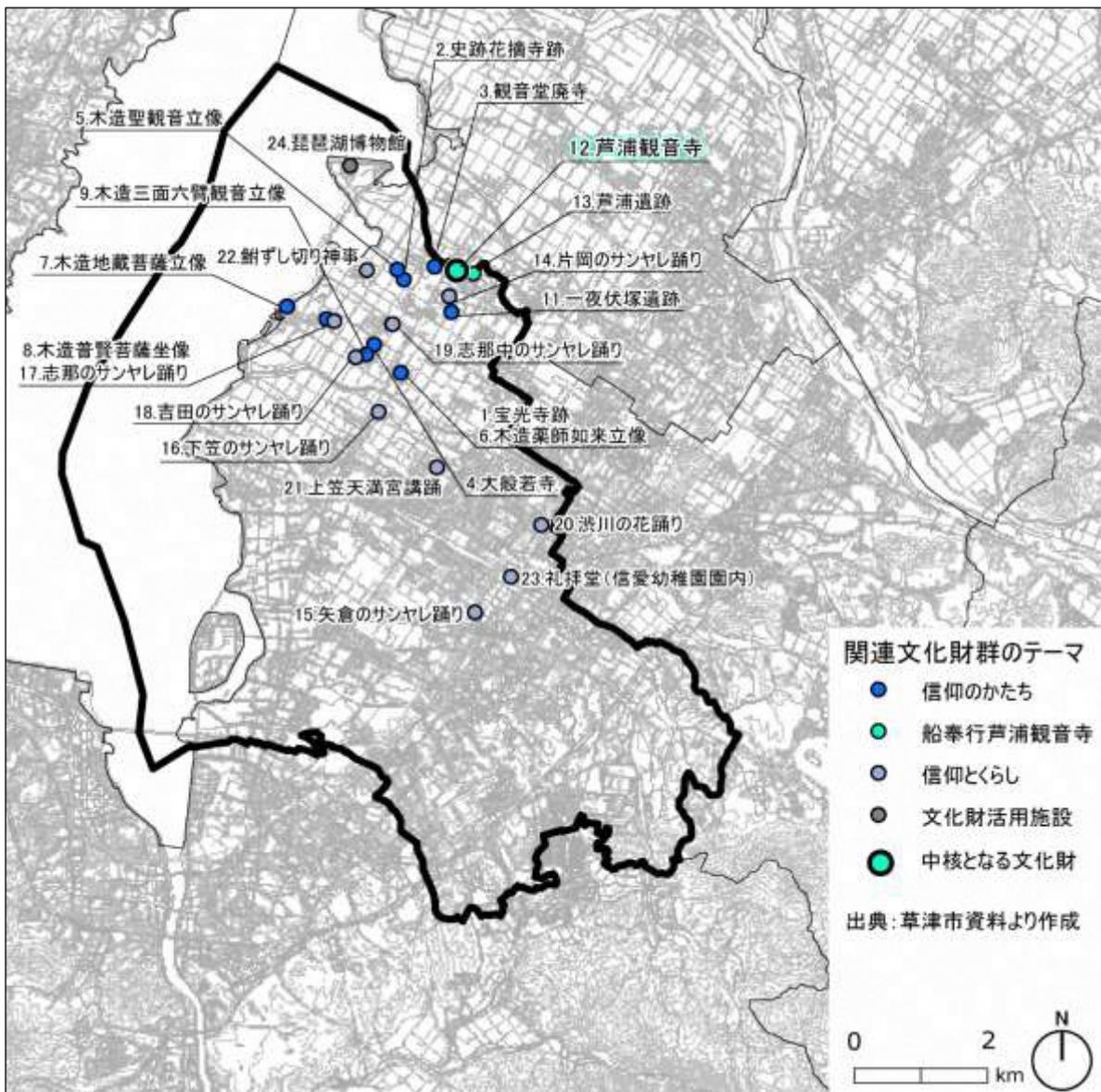


図 4-19 歴史文化の特徴 (2) 信仰の歴史文化 に関する歴史資産の分布

(3) 街道の歴史文化

① 宿場と草津宿本陣

本市は古代より街道が通ることにより、交通の要衝として位置づけられる。

古代には道路遺構が野路岡田遺跡、榊差遺跡および黒土遺跡で確認されており、東山道に
関係する遺構とみられる。さらに中世に入ると、野路岡田遺跡では、野路と矢橋港をつなぐ
馬道うまみちと呼ばれる古道に面して建物群が形成され、東山道跡と考えられる道路状遺構が発見
されたことなどから、中世の宿駅「野路宿」ではないかと推定されている。

野路宿は、鎌倉時代後期から、宿駅しゆくえきとして衰退をはじめることが当時の記録から読み取
れ、野路岡田遺跡の発掘調査からも同様の成果が得られている。この野路宿の衰退と入れ替
わり登場するのが草津である。草津の地名の初見は、鎌倉時代後期の正安元年(1229)に編ま
れた「一遍上人絵伝」に認められる。

この頃から草津は交通の要衝であり、織田信長・豊臣秀吉の時代にも、東国から京都に入
るための要所として重視されていた。慶長5年(1600)、関ヶ原の合戦のわずか2日後には、
徳川方で先鋒をつとめた福島正則が草津村に禁制きんせいを出し、支配下に置いている。

続く慶長6年・7年(1601・1602)にかけて東海道と中山道が整備され、荷物をリレー方式
で輸送する継ぎ立てのために常時36人・36疋の人馬を備えておくこと、土地の税金にあた
る地子(地税)を免除することなどを取り決めた「伝馬定書」でんまさだめがきが各宿場に向けて出された。こ
の中で草津も宿場として位置づけられたのである。

こうして草津宿は、東海道と中山道が分岐・合流する唯一の宿場として、参勤交代の大名
から一般の旅人まで、さまざまな人が行き交い賑わうまちとなった。町並みの全長は1.3キ
ロメートルと宿場町としてはさほど大規模ではないものの、天保年間の記録「東海道宿村大
概帳」によると、本陣2軒・脇本陣2軒、旅籠72軒が旅人を迎え、茶屋や荒物屋、両替商
などの商家、農家などが軒を連ねていた。荷物の継ぎ送りの拠点であるとともに、宿場運営
の中心であった問屋場とみやばには、運賃の不正を防ぐため、荷物の重さを検査する貫目改所かんめあらためじよが置
かれた。貫目改所が設置されたのは全街道のうちでも当初5ヶ所のみであり、草津宿がいかに
重視されていたかがうかがえる。



図 4-20 草津宿本陣

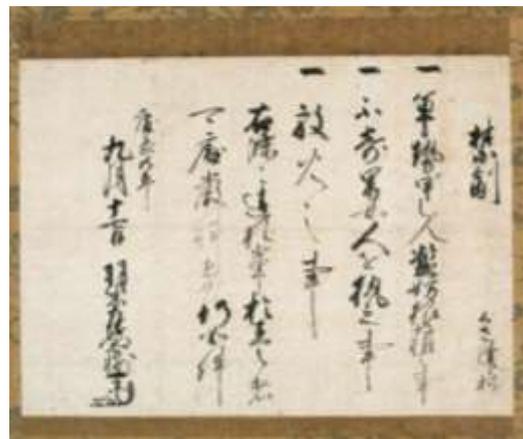


図 4-21 市指定書福島正則禁制

本陣は、大名や旗本、勅使、公家など、限られた層のみが利用できる施設であった。草津宿には江戸時代を通して田中七左衛門本陣と田中九蔵本陣の2軒が置かれていた。このうち、田中七左衛門本陣は今でも江戸時代後期の姿を残し、現存する本陣の中でも最大規模を誇るとして、昭和24年(1949)に草津宿本陣として国の史跡に指定された。

さらに、発掘調査によって江戸時代後期の姿が明らかとなりつつある。発掘時に焼土面が複数確認されたことと、本陣由緒記などにみられる火災の記録、および草津宿本陣の長期連続休業期を照らし合わせると、当時の本陣が火災に見舞われた際の影響が浮かび上がってくる。

草津宿本陣には、当主により代々守り伝えられた資料も数多く残されている。宿帳にあたる「大福帳」^{だいふくちょう}は、元禄年間から明治に至るまで書き継がれた計181冊が現存し、休泊者の一覧には、吉良上野介や浅野内匠頭、土方歳三をはじめとする新選組隊士、皇女^{かみのみや}和宮など、多くの歴史上の著名人の名前も見える。また、重要な休泊者を迎える際、門前や宿の出入りに掲げられた木製・紙製の札「関札」は、3,400枚余りを数える。いずれも、全国でも類を見ない点数であり、保存状態も良好である。

このほか、大名らを迎えるために当主が身に着けたと伝わる^{かみしも}袴、休泊手続きに使われた屋敷絵図と版木、調理道具なども現存し、本陣経営の実情を知る貴重な資料となっている。屋敷内に設えられた障壁画や調度類もまた、本陣を特徴づけている。

江戸時代の草津は、街道をたどって行き来する人どもの、そして文化が集まる土地だったのである。



図 4-22 草津宿本陣の大福帳



図 4-23 草津宿本陣の関札

本市域には、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町を有していただけでなく、多くの街道が通り、様々な歴史資産が残されている。東海道の近くにある常善寺には本尊の重要文化財阿弥陀如来坐像および脇土2軀と二十五菩薩来迎図がある。

東海道から矢倉で分岐し、矢橋港へ至る矢橋道沿いには、重要文化財石津寺本堂が所在し、さらに、かつて源頼朝が上洛中に鞭で神社の森を指したことにその名が由来するとされる鞭崎神社には、膳所城の南大手門を移築したとされる重要文化財鞭崎神社表門がある。守山宿から市内に入る志那街道は、サンヤレ踊りが奉納される印岐志呂神社、惣社神社、三大神社、志那神社を經由して志那港へと結ぶ。主要地方道大津守山近江八幡線(以下、浜街道とする)が整備される以前より、矢橋道から志那街道までを南北に縦断する道であった芦浦道は、芦浦観音寺から穴村町の安羅神社、木川薬師堂、最明寺を繋いで鞭崎神社付近で矢橋道に結ぶ。

このように、東海道および中山道の枝道として、市内を縦横に道が走っており、多くは琵琶湖に面する港へと接続していた。現在でも当時の道筋を残す旧街道とともに、この地を往来した旅人の道案内とし設置されて親しまれた道標もまた、旧街道の分岐点などに数多く残っている。



図 4-24 鞭崎神社表門

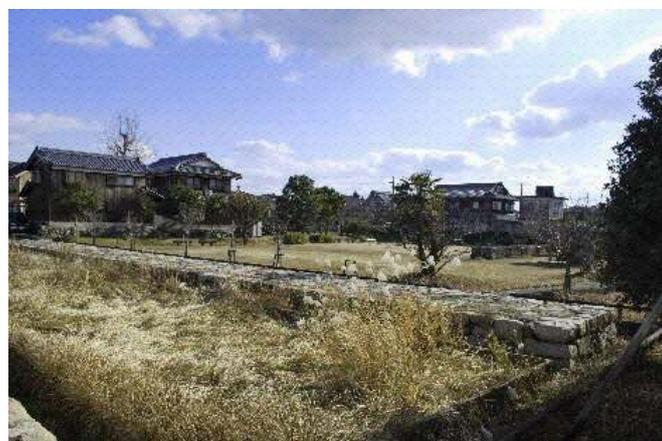


図 4-25 矢橋港の石積突堤

また、陸路のみならず、矢橋港・志那港・山田港を中心に湖上交通においても、重要な交通の要衝であった。船奉行として活動した芦浦観音寺には、歴史上の著名人とのかかわりを示す県指定書芦浦観音寺文書や湖上交通の目印として用いられたとされる船印(焼き印)が伝えられている。さらに、江戸時代以降、大津の石場港と草津を結んだ矢橋港は、東海道の渡し船の発着場として、大いに賑わった。多くの船が行き交う港の風景は「矢橋の帰帆」として、近江八景の1つにも数えられ、広くその名が知られた。現在では、かつて存在していた石積突堤一帯が都市計画公園として整備され、隣接して弘化3年(1846)に建立された常夜燈が現存している。東海道から矢橋港に向けて整備された矢橋道沿いに鎮座する猿田彦神社は、寛永2年(1625)に勧請された。道の神である猿田彦命を祀る同神社は、矢橋道の整備に伴い勧請されたものと推察される。

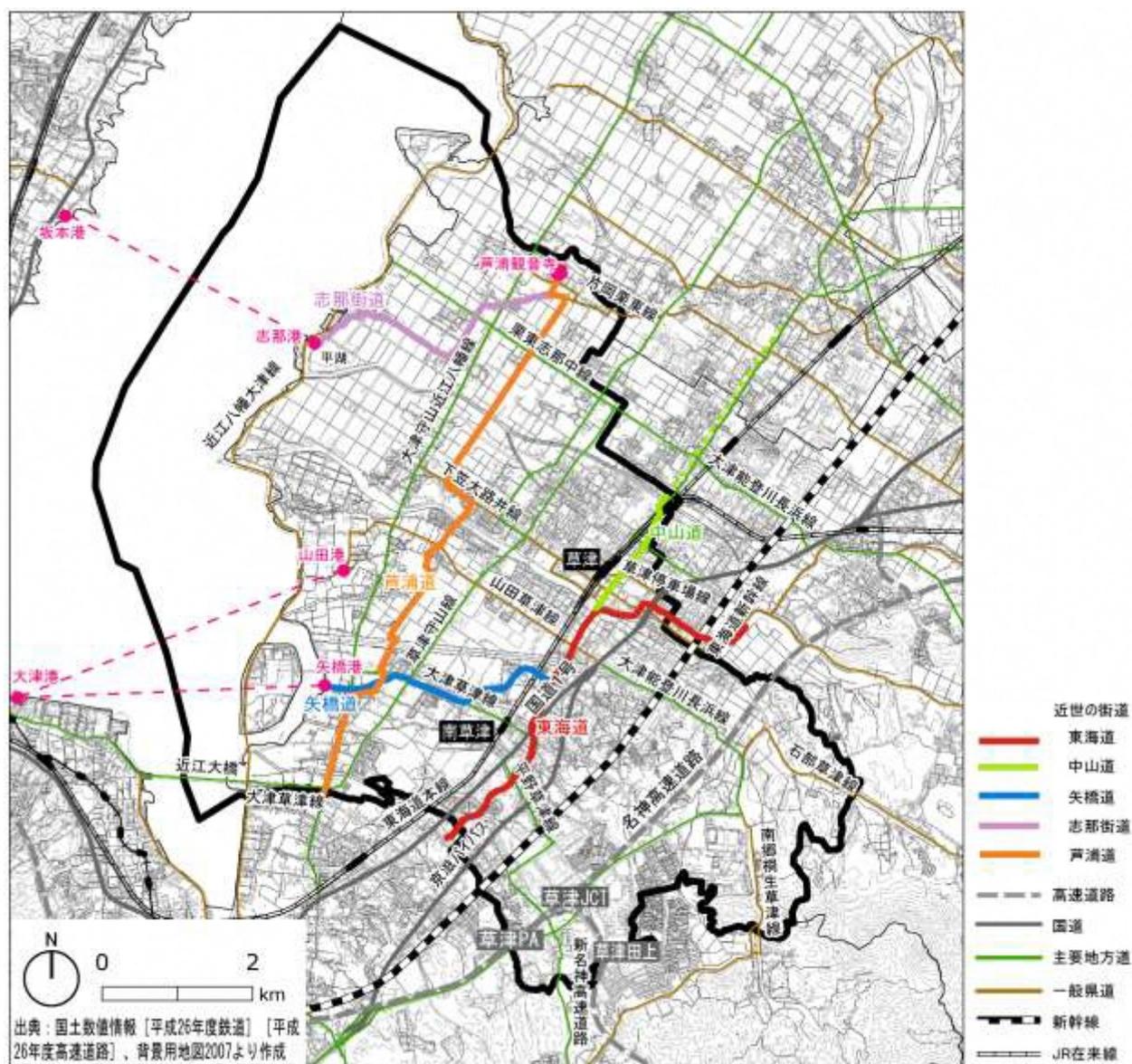


図 4-26 草津市内の交通路と近世の街道

江戸時代は、旅が広く大衆のものとなり、出版文化が花開いた時代でもあった。そうした時代背景の中で、歌川広重や葛飾北斎らによって、浮世絵の「名所絵」がひとつのジャンルとして確立、さらに東海道五十三次シリーズの出版によって、その人気は確固たるものとなった。人々は浮世絵を通じて、いまだ見ぬ遠い土地に思いを馳せ、旅に憧れを抱いたのである。東海道と中山道が会える草津も、草津宿や草津川、矢橋港、姥ヶ餅屋などを題材にして、数多くの浮世絵が描かれ、全国へ流布していった。開業医であり、郷土研究者でもあった故中神良太氏の「中神コレクション」の中にも、草津が描かれた浮世絵が数多く含まれており、当時の人々が抱いていた草津のイメージを知る上で、貴重な歴史資料と言える。また、浮世絵のみならず、十返舎一九の「続膝栗毛」に鞭崎神社が登場するなど、文学作品にも草津が登場する。

その一方で、浮世絵や文学作品以外にも、実用性の高い道中案内記も多く出版された。秋里籬島^{あきさとりのとう}がそのスタイルを確立した、挿絵入りのガイドブックである「名所図会」は、特に人気を博し、「東海道名所図会」などの街道に沿ったもの、「近江名所図会」などの地域ごとにまとめられたものなど、さまざまな名所図会が著された。草津も複数の名所図会に登場するだけでなく、矢橋港・鞭崎神社・木内石亭・青花紙・野路玉川・常善寺など、街道沿いの名所や名物が挿絵付で取り上げられるなど、その関心度の高さがうかがえる。

また、街道を通じて草津へ伝わり、定着したものもある。浅井了意^{あさいりょうい}は東海道名所記において、草津は相撲が盛んな土地柄として紹介した。当時、多くの力士が街道を通過して、巡業へと向かったため、市内には力士や京都相撲で活躍した力士の墓や寄進物などが多く残り、人々の生活の中に娯楽としての相撲が根付いていたことが分かる。



図 4-27 歌川広重画
「東海道五拾三次之内草津」

街道は、行き来する人と共に情報や文化を伝え、産物を広めていった。全国に知られた名物・人物の背景にも、交通の要衝という草津の特色がある。

○竹根鞭

竹の根を加工した乗馬用の鞭で、参勤交代で東海道を通る武士たちの土産として広く知られていた。近代以降になると、鞭の需要が減少したが、竹根鞭を作る技術を生かし、ステッキや土瓶の柄などが作られるようになった。特に、ステッキは欧米で人気を集め、チャップリンが愛用したことでも知られている。しかし、徐々に生産者が減少し、現在、草津市内では生産されていない。



図 4-28 竹根鞭
(滋賀県中小企業支援課提供)

○瓢箪

街道を往来する旅人に対して、水や酒を入れるための容器として販売されていた。明治以降も、東海道と矢橋道の分岐点である矢倉には何軒かの店があった記録が残っているが、現在ではわずかに軒のみになっている。また、その用途も飲み物を入れる容器ではなく、縁起物として販売されている。

○姥ヶ餅

江戸時代から草津の名物として知られる、餅を餡で包んだ菓子。現在でも、市内で販売されている。江戸時代には、東海道と矢橋道の分岐点に店を構え、多くの旅人で賑わった。その様子は東海道名所図会や歌川広重の浮世絵「東海道五十三次」にも描かれており、人気のほどがうかがえる。店頭で使うため、「姥餅」とへら書きの入った専用の素焼きの皿が作られたほどであった。また、茶道に通じた当主が京都の名工に茶器を作らせており、これらは共に「姥ヶ餅焼」と呼ばれている。

○草津張子

張子の郷土玩具。厄除け、特に^{ほうそうよ}疱瘡除けの意味を持つ赤色に塗られた、^{しょうじょう}猩々、ピンピン馬、ピンピン鯛があり、子どもの健やかな成長への願いが込められている。

このうちピンピン馬やピンピン鯛を贈る風習は、かつては京都や大阪などで行われており、草津に伝わったものと考えられる。他地域でこの風習がなくなった後も、草津には残り、次第に草津独自の郷土玩具として知られるようになっていった。しかし



図 4-29 草津張子(ピンピン鯛)

ずれも、大正の終わりから昭和の初めにかけて姿を消している。

○青花紙

アオバナから搾り取った色素を和紙に染み込ませたもので、江戸時代には、すでに近江国の名産として知られていた歴史を持つ。アオバナに含まれる青色色素が持つ水に流れるという性質を利用し、友禅染や絞染の下絵を描く際の絵具として、長く用いられてきた。また、江戸時代には、浮世絵の青色絵具としても利用されていたことが分かっている。しかし、現在、青花紙を生産する農家はわずか数軒にまで減少している。



図 4-30 アオバナ紙

○木内石亭

石の長者として知られる木内石亭は江戸時代中期から後期にかけての人物で、大坂の^{きむらげんかどう}木村兼葭堂、江戸の平賀源内など、多くの知識人と交流を持ち、弄石学を興した。珍石・奇石を集めた石亭のコレクションは生涯で 3,000 点余りを数えたと言われ、東海道名所図会などを通じて広く紹介されている。コレクションの大部分は散逸しているが、一部が弟子たちに伝えられ、今もその内容の多様さをうかがわせる。

石亭は当時、京・大坂・堅田方面の玄関口であった北山田港のそばに居を構えていた。全国から情報を集め、石の収集と研究に活躍した背景には、文物の集まる港という立地条件があったのである。

○^{よこいぎんこく}横井金谷

横井金谷は下笠生まれの文人画家である。生涯の大部分を放浪の旅で過ごし、晩年は大津市坂本に庵を構えた。与謝蕪村の作風をまねたことから、近江蕪村と称される。

自らの生涯を描いた金谷上人御一代記からは、浄土宗寺院の住職を勤めたほか、各地の霊山を回った修験道の行者としても知られている。一方で悪所に通り、賭け事をして遊ぶなど奔放な一面もあった。自由闊達な人柄は、その作風にも表れている。



図 4-31 横井金谷作
「紙本墨画淡彩 六俳仙図」

このように、竹根鞭など既に失われてしまったものもある一方で、街道を通り、草津から全国各地へと伝えられたものの中には、瓢箪や青花紙のように江戸時代からの技術が現代まで連綿と受け継がれているものもある。かつて、東海道と中山道が出会う宿場町として、多くの人や物、情報、文化が行き交った草津宿の姿は、近代以降、大きく変容を遂げてきた。しかし、社会の大きな変化を経てもなお、変わる事のない街道文化が、本市には息づいている。

鉄道が敷設される以前、主な交通手段は船による湖上交通であった。現在では琵琶湖総合開発など様々な要因により衰退したが、かつては琵琶湖につながる数多くの水路が本市域には通っていた。子供用の墨灸で著名な「もんや」は、かつて穴村港から訪れる人々にぎわっており、その近くではそうもく団子が売られていた。

古くは帆船が琵琶湖を往来したが、近代になると蒸気船が導入された。明治13年(1880)に大津 - 京都間、明治17年(1884)に敦賀 - 米原間に鉄道が開通してもなお、琵琶湖の蒸気船は鉄道の連絡船として機能していた。しかし、明治22年に長浜 - 大津間に鉄道が整備されると連絡船は廃止され、現在湖上を行き交う船は遊覧船等が主となっている。

一方、陸路として東海道と中山道のほか、街道が本市を縦横に通過していることはすでに述べたが、交通の要衝としての姿は、現在も変わっていない。道路としては国道1号のほかに、浜街道、主要地方道大津能登川長浜線、主要地方道草津守山線、そして名神高速道路、新名神高速道路が通っており、JR東海道本線・草津線が本市で連絡している。さらに、JR東海道線の内本市に所在する草津駅・南草津駅は県下での乗降者数第1位・第2位の駅として栄えており、様々な交通網が集中する土地柄である。

表 4-3 主な歴史資産と関連文化財群のテーマとの関連性

番号	指定種別	名称	関連文化財群のテーマとの関連性	テーマ名
1	国史	史跡草津宿本陣	田中七左衛門本陣、別名木屋本陣。歴史文化の特徴 (3)「街道の歴史文化」の中核となる文化財	宿場と草津宿本陣
2	-	九蔵本陣跡地	「宿場大概帳」に記された本陣の跡地	
3	-	田中家文書	草津宿本陣に関する古文書	
4	登	魚寅楼	昭和初期の建造物とされる本館のほか、奥座敷、塀が登録文化財であり、現在は老舗料亭を営む	
5	登	吉川芳樹園店舗兼主屋	東海道の面し、虫籠窓など伝統的意匠を留める	
6	登	八百久店舗兼主屋	東海道の面し、虫籠窓など伝統的意匠を留める	
7	-	和宮下向時再現献立	草津宿通行時、和宮が田中七左衛門本陣で取った昼食を「和宮御方様御下向御道中御次献立帳」をもとに再現したもの	
8	-	山内家文書	草津宿本陣に関する文書	
9	-	東海道中続膝栗毛	鞭崎神社について記録する	
10	-	一遍上人絵伝	地名「草津」の初出となる資料	
11	-	東海道名所記	東海道の道中案内書	
12	-	草津宿場町遺跡	埋蔵文化財としての宿場町	
13	-	辻海道遺跡	古代の道を確認した遺跡	
14	-	黒土遺跡	古代の推定東山道を確認した遺跡	
15	-	野路岡田遺跡	古代の推定東山道を確認した遺跡、野路宿推定地	
16	-	榊差遺跡	野路岡田遺跡からの延長線上に古代の推定東山道を確認した遺跡	
17	-	坊主東遺跡	古代の推定東海道を確認した遺跡	
18	-	矢倉口遺跡	古代の推定東海道を確認した遺跡	
19	-	岡田追分遺跡	古代の推定東海道を確認した遺跡	
20	-	矢橋港	琵琶湖畔の港で当時の常夜燈と、港の目印とされたイチヨウの木とともに、石積突堤が残っている。「急がば回れ」の語源になった航路は、「矢橋の帰帆」として浮世絵にも描かれた	草津を形づくる街道と湖畔の港
20-1	-	常夜燈		
20-2	-	大銀杏		
21	-	古典落語「矢橋船」	舞台として矢橋港が登場	
22	-	清浄寺	「冥途の飛脚」登場人物のモデルとなった梅川の終焉地といわれる	
23	-	猿田彦神社	矢橋道沿いに立地する道の神を祀る神社	
24	-	矢橋道	矢橋港から守山市までを結ぶ街道であり、道に沿って寺社が多く立地する	
25	-	鞭崎神社表門	矢橋道沿いに立地する鞭崎神社境内に所在し、膳所城より移築された	
26	国建	石津寺本堂	矢橋道近くに立地する石津寺の本堂。南北朝時代に足利義詮により再興されたことで知られる	
27	-	志那港	琵琶湖畔の港で当時の常夜燈が残る	
27-1	-	常夜燈		

28	-	山田港	琵琶湖畔の港で当時の常夜燈が残る	宿場を取り巻く多様な文化
28-1	-	常夜燈		
29	-	北山田港	琵琶湖畔の港で当時の常夜燈と道標が残る	
29-1	-	常夜燈		
29-2	-	北山田道標		
30	-	穴村港	琵琶湖畔の港	
31	-	志那閘門	近代の琵琶湖水位の低下により、通行が困難となった水路の水位を操作するために設けられた水門	
32	市有民	石造道標「右東海道いせみち左中仙道美のち」	東海道・中山道の合流地点に所在 通称「追分道標」	
33	市有民	石造道標「右金勝寺志がらき道左東海道いせ道」	東海道に所在 通称「横町道標」	
34	-	立木神社	境内に旧追分道標が所在	
34-1	市有民	石造道標「みぎはたうかいどういせみちひだいりハ中せんだうをた加みち」	通称「旧追分道標」	
35	市有民	石造道標「右や者せ道これより廿五丁大津へ船わたし」	東海道・矢橋街道の分岐点に所在 通称「矢倉道標」	
36	-	大路井道標	「左中山道 右東海道」の銘文 通称「大路井道標」	
37	国建	新宮神社	東海道近くに立地する神社 本殿は国指定文化財	
37-1	-	新宮神社前道標	市域に所在する道標	
38	-	穴村道標		
39	-	久邇宮橋西道標		
40	-	岡本西道標		
41	-	岡本道標		
42	-	芦浦道道標		
43	-	瀬田道道標		
44	-	伝旧大津宿本陣門		
45	国史	史跡芦浦観音寺跡	船奉行として湖上交通を管理した拠点	
45-1	-	船印	芦浦観音寺所蔵、湖上交通関係資料	
45-2	県書	芦浦観音寺文書	芦浦観音寺と織田信長、豊臣秀吉など歴史上の著名人との関係性を示す史料	
46	-	常善寺	東海道沿いに所在し、阿弥陀如来坐像及両脇土像、二十五菩薩来迎図を所有	
47	-	光伝寺	木造阿弥陀如来坐像を所有	
48	-	西方寺	西方寺鐘楼、木造薬師如来坐像を所有	
49	-	近江名所風俗屏風	当時の宿場町を描く	
50	-	中神コレクション	草津を描いた浮世絵含む	
51	-	山口コレクション	草津を描いた浮世絵含む	
52	-	荒馬安五郎寄進狛犬	草津出身の力士、荒馬安五郎が新宮神社に奉納した狛犬	
52-1	-	鮎ヶ滝墓	草津出身の力士の墓	
52-2	-	七夕九右衛門墓		
52-3	-	七夕九右衛門一門墓		
52-4	-	竹川平六墓		
52-5	-	錦崎清右衛門墓		

52-6	-	駒引九右衛門墓		
52-7	-	明治 22 年相撲番付	相撲関連資料	
53	-	竹根鞭	草津のかつての名物、現在は作られていない	街道を彩る名物・人物
53-1	-	瓢箪	草津の名物	
53-2	-	姥ヶ餅	草津の名物	
53-3	-	姥ヶ餅焼	草津の名物	
53-4	-	草津張子	草津の名物	
53-5	-	青花紙	草津の名物	
54	-	木内石亭	草津出身の著名人で弄石学の第一人者	
55	-	木内石亭旧宅碑	草津の著名人、木内石亭の旧邸位置を伝える石碑	
56	-	西遊寺鳳嶺コレクション	木内石亭の弄石コレクションの一部を引き継ぐ	
57	-	願行寺了観コレクション	木内石亭の弄石コレクションの一部を引き継ぐ	
58	-	山崎宗鑑	草津出身の著名人で俳諧の祖	
59	-	山崎宗鑑旧宅碑	山崎宗鑑の旧宅の位置を伝える	
60	-	横井金谷	草津出身の著名人で文人画家として有名	
60-1	-	宗栄寺	横井金谷の墓が所在する	
61	-	草津川トンネル(マンポ)	旧草津川(天井川)の河床下に設けられたトンネル	近代以降の交通路
62	-	JR トンネル	明治 22 年開通。線路は廃線となっている	
63	-	もんや	子ども用の灸を専門とする 火を用いずに墨を塗る「墨灸」	
64	-	そうもく団子	穴村港の近くで売られていた名物	
65	-	草津宿街道交流館	近世の宿場町草津に関する施設	—

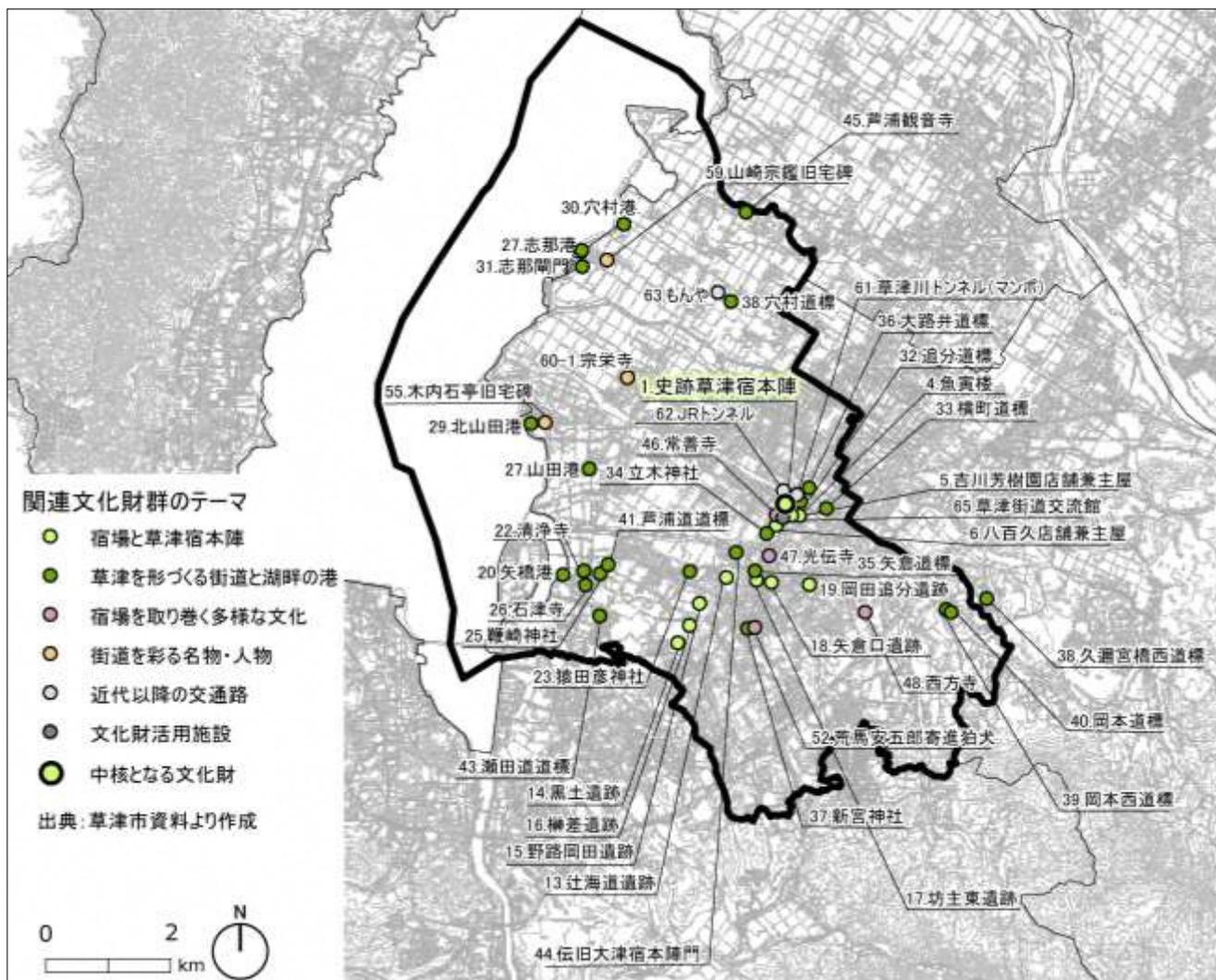


図 4-32 歴史文化の特徴（3）街道の歴史文化 に関する歴史資産の分布

第5章 歴史文化保存活用区域の考え方と設定

5-1 歴史文化保存活用区域の目的および考え方

歴史文化保存活用区域は、文化財の種別や指定・未指定に関わらず、様々な文化財が特定の地域に集まっている場合に、関連文化財群を核として、歴史資産と一体となる周辺環境も含め、文化的な空間を創出するための区域として定めるものである。

市域には様々な歴史資産が分布しており、それぞれの地域の魅力や特徴を形作る要素となっている。歴史文化保存活用区域を定めることで、核となる文化財とその周辺の一体的な整備が可能となり、歴史資産のまちづくりや観光への活用を図ることができる。そのためには、行政と地域住民が手を取り合いながら、地域の魅力を掘り起こし、各関連文化財群を活用できるようにすることが望ましい。

歴史文化保存活用区域は、関連文化財群を保存・活用するためだけでなく、まちづくりなどの他の施策にも関連するものである。そのため、区域の歴史資産の現状に合ったものとすることはもちろんのこと、地域住民や市民団体の活動状況も踏まえて範囲を設定することが重要である。

5-2 草津市における歴史文化保存活用区域の設定方針

歴史文化保存活用区域の考え方にもとづき、本市における区域の設定方針を以下のとおりとする。

- ① 関連文化財群の分布と特徴を踏まえ、地域ごとの特徴が表せるよう、歴史文化保存活用区域を設定する。
- ② まちづくりなど他の施策との整合を図り、地域の魅力形成に資することができるよう、歴史文化保存活用区域を設定する。
- ③ 各歴史文化保存活用区域の範囲内で、地域の歴史文化の特徴を表していると考えられる歴史資産を、中核となる文化財とする。

表 5-1 歴史文化保存活用区域の構造

歴史文化の特徴	中核となる文化財	歴史文化保存活用区域
I 生産の歴史文化	野路小野山製鉄遺跡 木瓜原遺跡	ものづくり文化 保存活用区域
II 信仰の歴史文化	史跡芦浦観音寺跡	船奉行芦浦観音寺 保存活用区域
	古代寺院跡 草津のサンヤレ踊り	信仰のかたち 保存活用区域
III 街道の歴史文化	史跡草津宿本陣 東海道 中山道	宿場と草津宿本陣 保存活用区域
	矢橋港 矢橋道	草津を形づくる街道と湖畔の港 保存活用区域

5-3 歴史文化保存活用区域

表 5-1 に設定した 5 つの歴史文化保存活用区域について、次のとおり方針を定める。

(1) 生産の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

「生産の歴史文化」に関わる歴史文化保存活用区域として、構成要素などの検討により、「ものづくり文化保存活用区域」を設定する。

ア) ものづくり文化保存活用区域

中核となる文化財	野路小野山製鉄遺跡 木瓜原遺跡
区域の説明	<p>弥生時代からはじまる玉作りおよび木製品の加工などのものづくり文化および古代国家を支えた瀬田丘陵上を中心に展開する生産遺跡群を対象とし、「ものづくり文化保存活用区域」を設定する。</p> <p>本区域の保存活用に関する基本方針として、中核となる野路小野山製鉄遺跡について史跡の保存・整備をすすめるとともに、史跡を含む区域に所在する歴史資産の情報発信に努めるものとする。</p>

本区域の歴史資産の保存・活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① 史跡の整備・活用のため、「野路小野山製鉄遺跡保存活用計画」、「野路小野山製鉄遺跡整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡を含む本区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティアガイド協会などと協働して進める。特に協働による保存活用区域の活用について、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

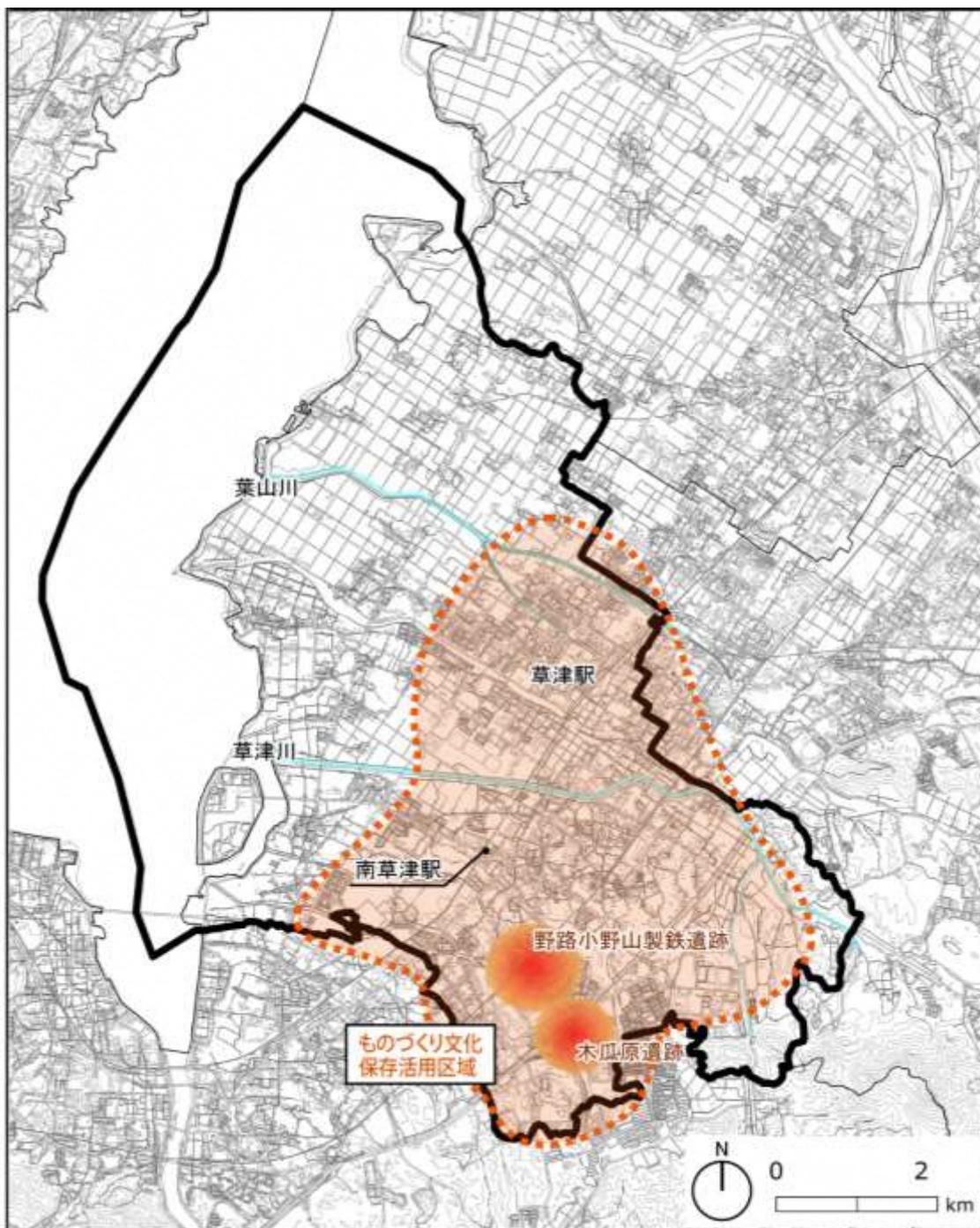


図 5-1 生産の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

(2) 信仰の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

「信仰の歴史文化」に関わる歴史文化保存活用区域として、関連文化財群を構成する諸要素の検討より、「船奉行芦浦観音寺保存活用区域」・「信仰のかたち保存活用区域」の2区域を設定する。

なお、本保存活用区域に含まれる芦浦観音寺と草津のサンヤレ踊りは、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」として追加認定を受けていることから、活用にあたっては、同日本遺産を構成する他市の歴史資産との連携を考慮した活用を図る。

ア) 船奉行芦浦観音寺保存活用区域

中核となる文化財	史跡芦浦観音寺跡
区域の説明	港が持つ物流機能、情報収集機能は本市の歴史文化の形成に大きな影響を及ぼしたが、その到達点の1つに豊臣秀吉や徳川家康により湖上交通の管理を任された芦浦観音寺があることから「船奉行芦浦観音寺保存活用区域」を設定する。

本区域の歴史資産の保存・活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① 史跡の整備・活用のため、「史跡芦浦観音寺跡保存活用計画」、「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡を含む区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティアガイド協会などと協働して進める。特に協働による本区域の歴史資産の活用について学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

イ) 信仰のかたち保存活用区域

中核となる文化財	古代寺院跡 草津のサンヤレ踊り
区域の説明	中世の風流踊りにその起源をもつとされる草津のサンヤレ踊りほか、民俗芸能は地域の特徴的な祭礼であり、地域住民が交流を深め、郷土愛を醸成するという意味でも非常に重要である。さらに、本市北部には古代寺院跡や仏像など美術工芸品、ならびに寺社など、信仰に関する歴史文化が所在しており、これらを保存・活用するために、「信仰のかたち保存活用区域」を設定する。

本区域の歴史資産の保存・活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① これまでの発掘調査成果を活用した展示会や報告会を開催し、遺跡の歴史的価値

- を高めるとともに、寺社などの特別公開については積極的な情報発信に努める。
- ② 特に寺社や仏像については、防犯・防災についての意識高揚を図り、文化財を保存・継承していくための体制整備を目指す。
 - ③ 区域の歴史資産の情報発信をサンヤレ踊り関連団体、各まちづくり協議会および草津市観光ボランティアガイド協会などと協働して進め、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めるとともに、今後の民俗芸能などの継承の方針を検討する。

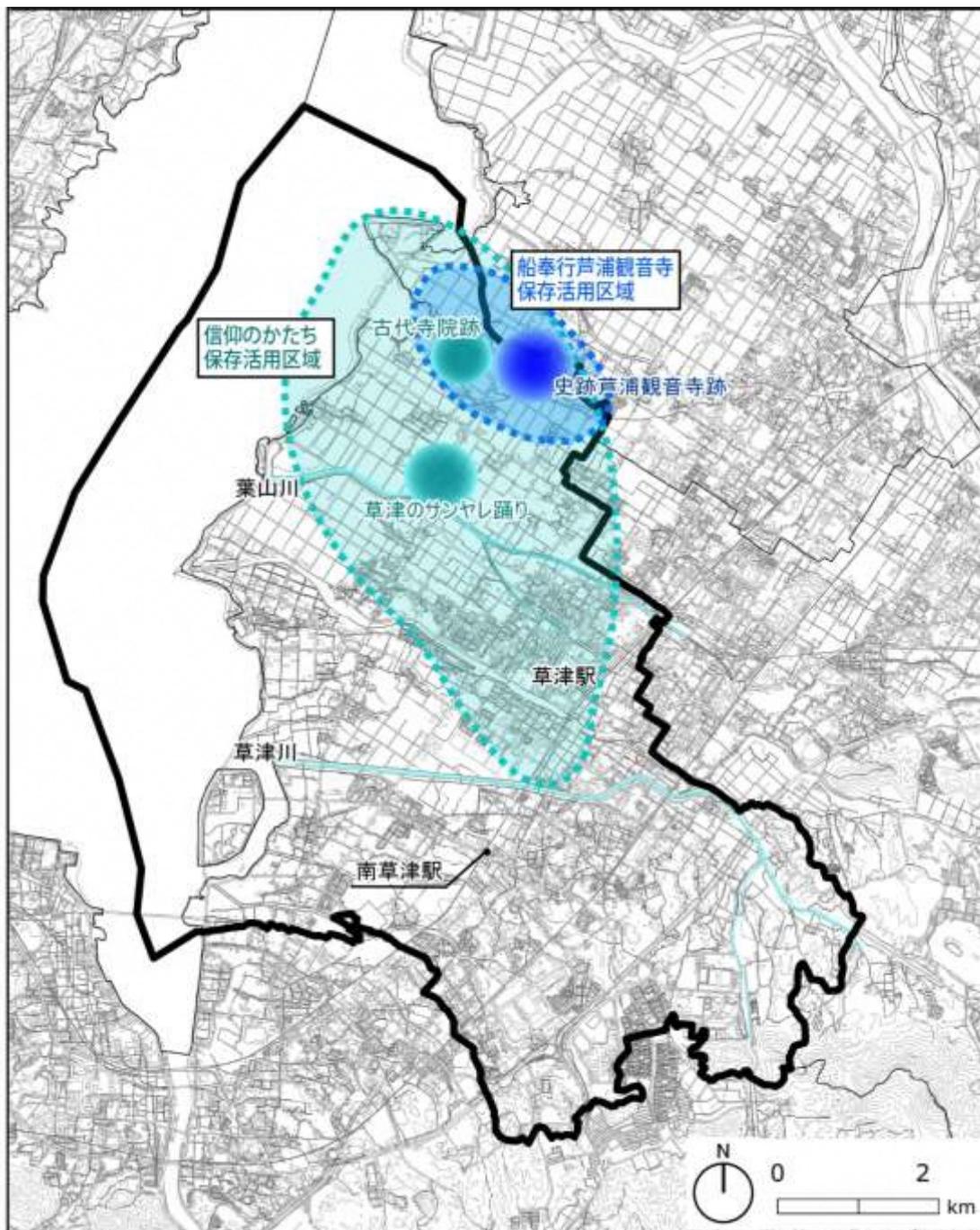


図 5-2 信仰の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

(3) 街道の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

「街道の歴史文化」に関わる歴史文化保存活用区域として、関連文化財群を構成する諸要素の検討より、「宿場と史跡草津宿本陣保存活用区域」・「草津を形づくる街道と湖畔の港保存活用区域」の2区域を設定する。

ア) 宿場と草津宿本陣保存活用区域

中核となる文化財	史跡草津宿本陣 東海道 中山道
区域の説明	本市の歴史文化を形成する要素である街道文化が大きく発展し、本市の市街地を形作る原型となった宿場町草津の姿は、本市の特徴として根付いていることから、「宿場と草津宿本陣保存活用区域」を設定する。

本区域の歴史資産の保存・活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① 史跡の整備・活用のため、「史跡草津宿本陣保存活用計画」、「史跡草津宿本陣整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡の活用と史跡を含む本区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティアガイド協会などと協働して進める。特に協働による保存活用区域の活用について、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

イ) 草津を形づくる街道と湖畔の港保存活用区域

中核となる文化財	矢橋港 矢橋道
区域の説明	本区域に所在する矢橋港は、琵琶湖畔の港として栄え、物流機能、情報収集機能に優れていたため、草津宿を通過する旧東海道から矢橋道、そして矢橋港までの間の歴史文化の形成に大きな役割をはたしてきた。また、本市には他にも港があり、古道が本市を縦横に通過していることから、当該区域を特徴づけるものとして「草津宿を形づくる街道と湖畔の港保存活用区域」を設定する。

本区域の歴史資産の保存・活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① 区域内の歴史文化を構成する要素を結ぶ散策路の設定やサインなどの整備を進めるとともに、本区域の情報発信に努める。そのために、関係団体と協働した取組が進められるよう、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深める。

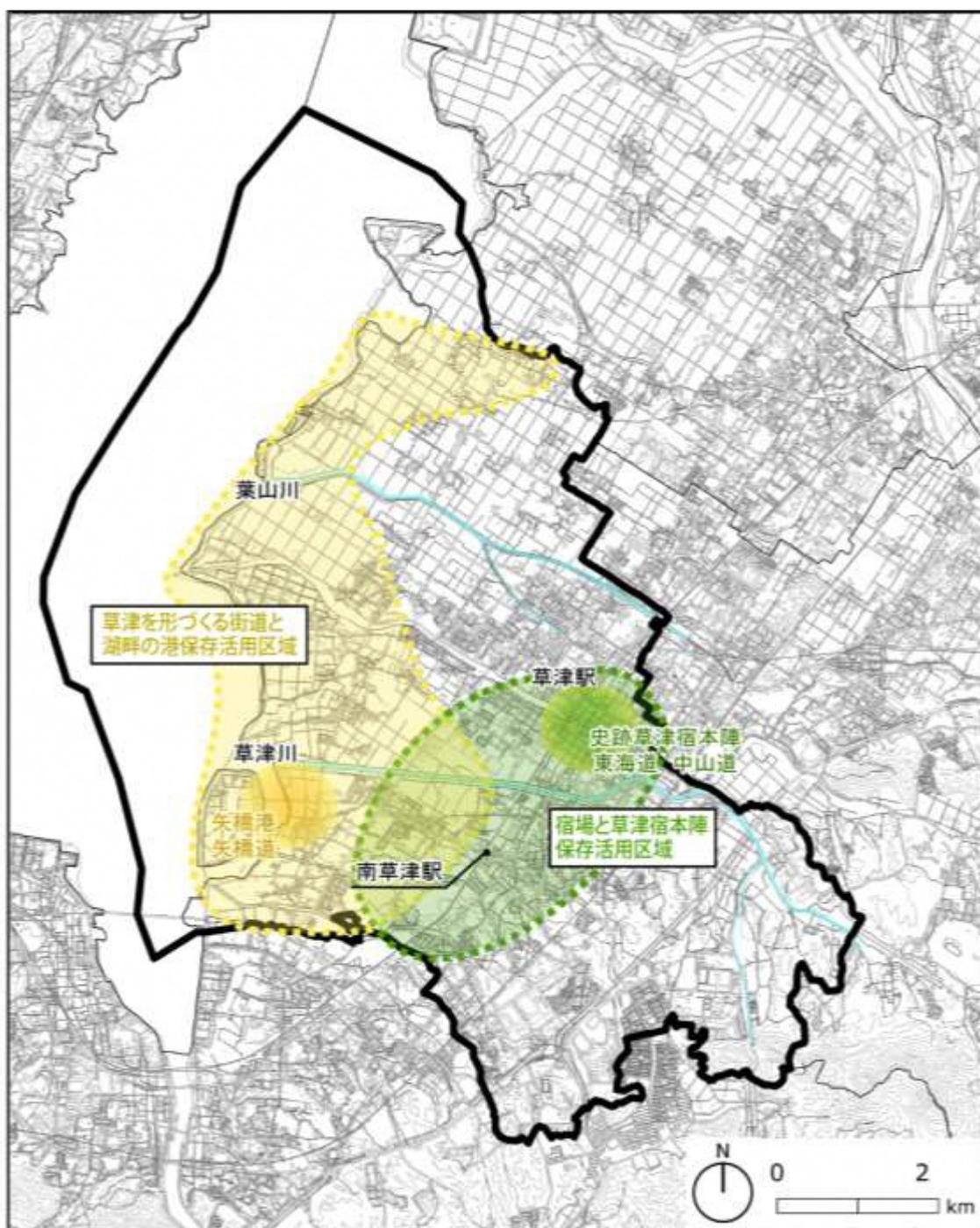


図 5-3 街道の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

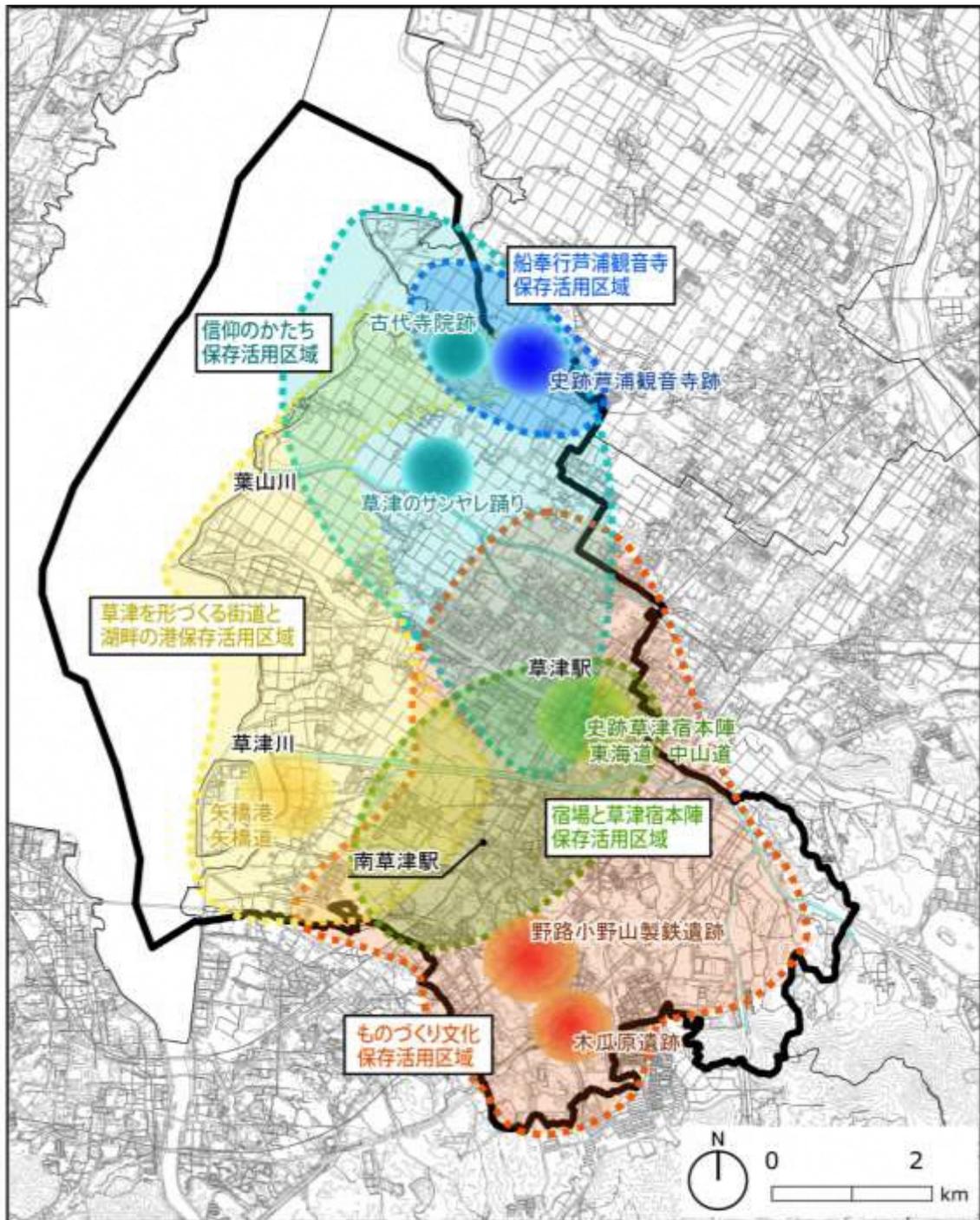


図 5-4 草津市の歴史文化保存活用区域

第6章 草津市歴史文化基本構想の実現に向けて

草津市歴史文化基本構想は歴史文化の価値を周知し、一体的な歴史資産の保存・活用を進めるための基本計画である。平成28年度に策定した「第5次草津市総合計画第3期基本計画」の方針に沿って、草津の人とまちに“ふるさと草津の心”が育まれるよう、歴史文化の保存・活用を図るものとする。

6-1 草津市の歴史文化保存・活用の基本方針

歴史文化の保存・活用を適切に進めるため、その基本方針は次のとおりとする。

- (1) 周辺環境を含めた総合的な保存・活用
- (2) 歴史文化を継承するための情報共有の推進
- (3) 関連文化財群の設定と保存・活用
- (4) 歴史資産の保存・活用のための体制づくり
- (5) 防災・防犯を地域で担う体制づくり

(1) 文化財の周辺環境を含めた総合的な保存・活用

歴史資産の保存・活用を進めるにあたり、その魅力を十分に伝える必要がある。まずは、文化財を個別にとらえるのではなく、周辺環境や関連する歴史資産を含め、総合的にとらえていくことが重要である。

そのために、以下の4点について留意する。

- ① 文化財を取り巻く様々な要素を総合的にとらえて進めること
- ② 地域住民や関連団体と協働し、総合的な取組を進めること
- ③ 地域住民や各分野の専門家などから具体的なアイデアを募り、多様な視点・観点で進めること
- ④ 以上の点に基づき、歴史資産の恒久的な保存を前提とし、適切な活用を図るものとする

(2) 歴史文化を継承するための情報共有の推進

歴史資産の保存・活用は周囲の環境と一体となることから、歴史文化を構成する文化財そのものに加えて、それらを支える地域住民の存在が不可欠であり、保存・活用にあたっては保存するためのノウハウや技術、および道具などの適切な保存・継承が必要となる。

そのために、以下3点に特に留意する。

- ① 現存する文化財関連技術や伝統行事を正確に記録し、地域を越えて情報の共有化を推進すること

- ② 歴史文化の継承のあり方や、活用の方法を把握し、バランスの取れた継承と活用の実現に努めること
- ③ 子どもや若者が地域の歴史資産に親しみ、地域の伝統行事に関わる機会を増やすことで、郷土の歴史文化に対する関心を醸成し、担い手を育成すること

(3) 関連文化財群の設定と歴史資産の保存・活用

本市では、行政と地域住民、そして市外の人々や専門家等の多様な担い手が連携した歴史資産の保存・活用を推進することを目指し、歴史資産をより身近なものに感じられるよう、分かりやすくPRし、その価値や魅力を十分に伝えることが必要である。

したがって、歴史資産を周辺の環境と一体のものとしてとらえ、関連文化財群に設定したテーマや歴史文化保存活用区域に沿って情報発信を行うものとする。

そのために、以下の3点に特に留意する。

- ① 地域の人々の意見を活かし、地域の魅力や個性を十分に伝えること
- ② 世代にあわせた方法と表現を検討し、子どもから高齢者まで幅広い理解が得られるよう配慮すること
- ③ 地域の外から訪れた人々が興味を持ち、周囲に話したくなるような「分かりやすい魅力」を設定し、交流人口の増加による地域活性化を図ること

(4) 歴史資産の保存・活用のための体制づくり

地域の人々が歴史資産の大切さに気付き、地域社会の中で保存・活用を進めることができる体制づくりが必要である。そのためには、地域社会の連携や各行政分野との協体制の構築が不可欠であり、地域の求めやニーズに応じた歴史資産の保存・活用についての体制整備が求められる。

さらに、新たな歴史資産の発見や既知のものものの価値の再発見のためにも、より多くの人々が歴史文化の価値を認識できる保存・活用の体制づくりを推進することとする。

そのために、以下の2点に特に留意する。

- ① 地域住民が歴史資産の保存・活用に積極的に参加する体制を整えるために、歴史資産所有者や地域住民を中心に民間団体やNPO法人などとの連携を図ること
- ② 歴史資産の保存・活用のための人材育成という観点から、地域の小中学校や高校、大学、生涯学習の場、さらには地域共同体・各種団体の活動する様々な場を視野に入れて、歴史資産の活用を図ること

(5) 防災・防犯を地域で担う体制づくり

市域には多くの歴史資産が保存・継承されている。これらが自然災害などによって、滅失しないよう、適切に保存し、次代へ継承していく必要がある。

そのために、「草津市地域防災計画」をもとに、住民自らが地域の歴史資産の防災を担える仕組みをつくるための基本方針を示す。

さらに、近年多発している文化財のき損や盗難について、防犯体制の検討が必要であることから、地域の文化財の防犯体制に関する基本方針についても定めることとする。

ア) 火災

狭く入り組んだ道路や小規模水路など、本市には古くからの町なみが残っているところがあり、火災に脆弱な側面も有している。特に、歴史資産は集落内に存する機会が多いことから、周辺の建造物からの延焼などの危険を考慮し、火災への対策をとる必要がある。

そのために、以下の2点について特に留意する。

- ① 文化財防火デーに合わせた消防訓練などを通して、火災時の対応について確認するとともに防火意識を高めること
- ② 地域の自主防災組織の活動を推進し、これらの組織と連携した歴史資産の防火体制の構築を図ること

イ) 大雨・台風

大雨や巨大な台風などの災害は、その影響が広範囲にわたることから、深刻な被害をもたらす。また、近年にわかに取りざたされるようになったゲリラ豪雨は、発生を予測することが困難であり、急激な降雨が地域の排水機能の処理能力を一時的に上回る可能性もあるため、歴史資産の中でも特に建造物への被害が懸念される場所である。

水害などについては、旧草津川の平地河川化事業や河川改修事業等により、天井川の多くが改修されたことで、以前のような浸水被害は減少したとはいえ、想定外の降雨による土砂崩落などの危険もあることから、防災意識向上を図る必要がある。

そのために、以下の点について特に留意する。

- ① 風雨の規模や状況に応じ、大雨・台風が到来する前に被害が予想される文化財等の所有者に注意喚起を行うとともに、大雨・台風が通過した後、被害の有無について確認するなど、必要に応じた対応をすること

ウ) 地震

市域の約75%は軟弱な沖積低地であり、さらに市内の発掘調査現場では、液状化現象を示す噴砂痕が確認されており、過去の地震の存在が明らかとなってきている。過去に発生した地震の中でも、寛文2年(1662)に発生した寛文近江・若狭地震では、市域の寺社の多くが倒壊した記録が残っていることから、周期的に発生するとされる巨大地震への対策を推進する必要がある。

そのために、以下の2点について特に留意する。

- ① 特に耐震補強などが必要と考えられる文化財について状況を的確に把握し、適切な補強・改修を推進すること
- ② 地震発生時に文化財への影響を軽微にとどめるため、適切な対応を図れるように所有者等との連携方法を検討すること

エ) 防犯

近年、寺社などで施設のき損や文化財の盗難の被害が県内各所で発生しており、対策を講じることは建造物などの歴史資産を保護していく上で重要である。

そのために、以下の点について特に留意する。

- ① 未指定のものを含む文化財の保管状況や所在について把握し、所有者・地域と行政機関との連携による防犯体制の向上によって、盗難やき損などの予防を推進すること

6-2 実現に向けた体制整備

(1) 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた考え方

これまでみてきた草津市の歴史文化を適切に保存・活用するために、中心的な役割を担うのは、行政とともにその地域住民1人1人である。そのため、草津市歴史文化基本構想で定めた方針の実現には、歴史資産の保存・継承の担い手育成や歴史文化の情報発信などが必要となる。

歴史文化の魅力にあふれた個性あるまちづくりに併せて、歴史資産の将来を担う人材育成を推進するため、歴史資産に触れる機会を増やす取組が求められる。教育の場を含めて、歴史資産の魅力を知り、町の個性を再発見できるような機会を増やすことで、歴史資産への親しみを感じ、積極的に知りたいという気風の形成される体制づくりを目指す。

また、地域で歴史資産が継承されてきた経緯から、行政が保存・活用を行うにとどまらず、地域が主体となって保存・活用ができる体制整備や制度作りによって、歴史資産が衰退・消失しないよう支援することが望ましいと考えられる。

(2) 文化財の継承を支援するための体制

サンヤレ踊りなどの無形民俗文化財を保存・継承するためには、その担い手の育成がきわめて重要である。担い手が途切れると、文化財としての価値に加えて、行事の運営にあたってのノウハウが失われる恐れがあり、再び行事を復活させることは地域にとって大きな負担となることから、活動実績や参加の機会について、行政も参加して情報発信を積極的にを行い、新しい住民にも加わりやすい体制整備を推進する。

また、有形文化財についても、き損や劣化が進行することが想定され、文化財の継承を支援するにあたっては、対象となる文化財の様態や状況に併せ、行政が適切に支援できる体制づくりを目指す。

(3) 歴史文化に係る他制度・施策との連携

歴史資産を保存・継承が適切に図れるよう検討するとともに、観光やまちづくり分野など他の行政分野と連携することで、より効果的かつ適切に活用することができると考えられる。また、学校教育や生涯学習の場における歴史資産の活用を視野に入れて、定期的に講座を開くなど、他の行政分野との連携により、今まで以上に歴史文化に親しむ機会を作ること

を目指す。

(4) 周辺自治体との連携体制

本市には大津市にも広がる瀬田丘陵上の生産遺跡群や、広域的につながる東海道・中山道をはじめとした多数の街道が通っており、地域の歴史文化を特徴づけている。このことから、周辺や関連のある自治体と協力することで、より効果的な歴史資産の保存・活用を図ることのできる場合もある。したがって、必要に応じて滋賀県や近隣市町をはじめとした他の自治体と連携しながら、歴史資産の保存・活用を実施する。

(5) 歴史資産の活用に向けた情報発信と公開施設について

歴史文化基本構想の実現に向け、本構想の策定過程で整理し明らかにした草津市の歴史文化の特徴や関連文化財群を周知するため、市のホームページや草津宿街道交流館、ならびに地域まちづくりセンターなどを通じて、市内外に向けた情報発信を行う。

歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切なあり方を検討する。

また、史跡草津宿本陣で行っている結婚式のように、これまでには考えられていなかった新たな活用方法を検討することで、歴史資産について多くの方々に興味を持ってもらえる取組を推進する。

さらに、本市ではこれまで、「草津の古代を掘る」などの普及啓発活動を定期的実施してきた。これらの従来のプログラムとあわせて、本構想について積極的に周知を図るものとする。

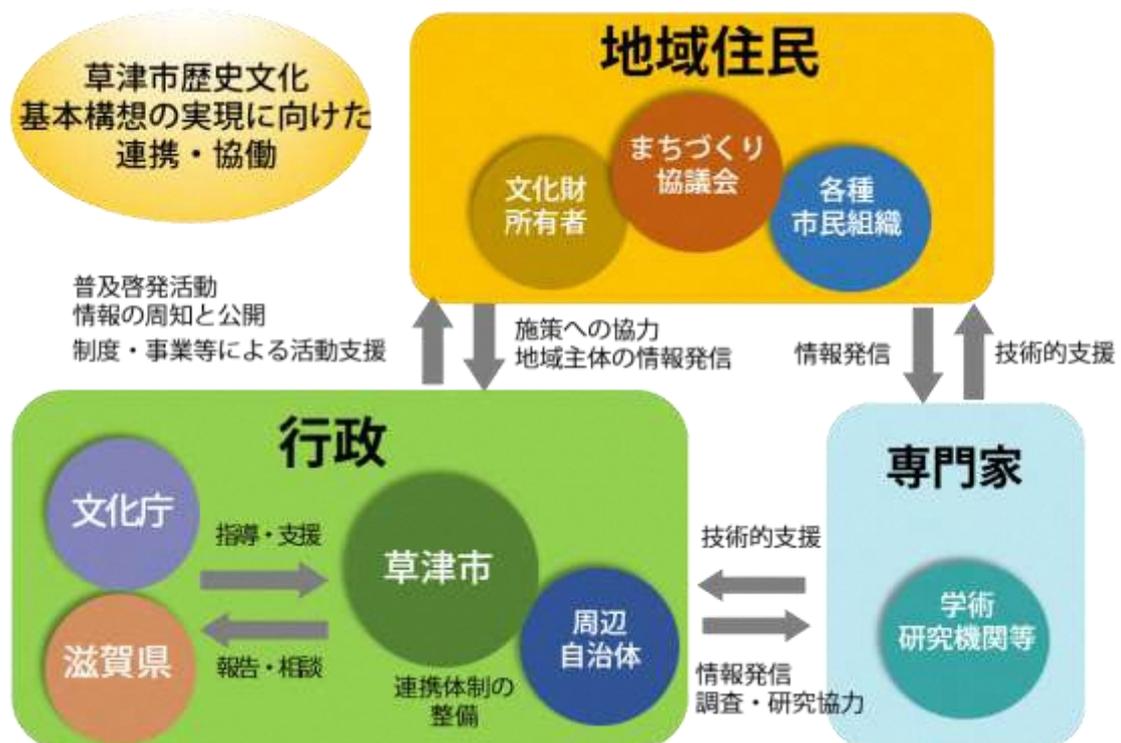


図 6-1 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた体制整備

6-3 草津市歴史文化基本構想策定に期待される効果

平成24年2月に文化庁文化財部が提示した「歴史文化基本構想」策定技術指針によると、「歴史文化基本構想は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」であり、従来の制度や計画と比べて未指定文化財および周辺環境を範囲に含めること、および文化財を個別にとらえるのではなく、包括的に関連させた関連文化財群として把握することに特徴がある。

そして、草津市歴史文化基本構想を策定することで、以下に挙げる6点について効果が期待される。

① 歴史資産の可視化と保護

草津市歴史文化基本構想では、歴史資産について、指定・未指定を問わず、有形・無形・民俗・記念物などすべてを対象とし、関連文化財群として総合的にとらえることとしている。このことにより、歴史資産の新たな価値の提示ならびに、歴史資産の可視化を図ることができる。

さらに、これらについて保護策を講じることで、本市の歴史資産の消滅の危機に対処することができる。

② 地域主体による歴史資産の保存・活用の機運の向上

地域の歴史や歴史資産の価値を地域住民にわかりやすく提示することで、地域住民の歴史文化への関心を高めることができ、地域への愛着と誇りに根差した「郷土愛」の醸成が期待できる。さらに、歴史文化に関する取組を進める団体などと連携し、各地域における活動方針を提案するとともに、他の歴史資産との関連性を明らかにすることで、周辺地域住民が自発的に地域の文化財保護活動に参画しようとする機運を高めることができる。

③ 地域の魅力向上、活性化への寄与、地域住民の幅広い連携の促進

草津市歴史文化基本構想において設定する5つの歴史文化保存活用区域は、地域ごとのまとまりを基本とすることから、市としての一体感を保ちつつ各地域の特色を活かした文化振興を促進し、地域の魅力向上および活性化に寄与することができる。

また、同区域としてとらえられる範囲は、従来把握されてきた歴史資産の範囲に比べ広域かつ網羅的となることから、これまで個別にとらえられてきた歴史資産を関連付けることで、歴史資産を通して地域住民の連携を深めることができる。

④ 都市計画や観光等の行政分野との連携による、歴史資産の総合的な活用

草津市歴史文化基本構想は文化財の保存・活用に関するマスタープランとなることから、これまで策定された草津市総合計画などの上位計画やその他の行政計画との整合を図る必要がある。また、都市計画や観光、防災などの他の行政分野と連携し、全庁的な取組を進めることで、適切な保存とともに、歴史資産の総合的かつ効果的な活用が期待できる。

⑤ 学校教育に歴史資産を活かし、子どもたちに地域の魅力を伝える

草津市歴史文化基本構想によって歴史資産の活用について関連文化財群を設定することで、地域の歴史資産の状態を明らかにするとともに、教材として用いるための制度の検討や教育課程との関連付けが可能となる。

さらに、教科書だけではなく地域の生の声を伝え、より臨場感のある歴史資産の姿を子どもたちに見せることで、地域の歴史文化についてより魅力的に伝えることができる。

⑥ 歴史資産を周遊し、健幸に過ごせるまちづくりの推進

草津市歴史文化基本構想により歴史文化保存活用区域を設定し、区域の関連する歴史資産を周遊するためのサインやマップの設置など、周遊路の整備を進めることで、ウォーキングイベントや現地見学会など歴史資産を活用した健幸づくりへの取組を推進することができる。

6-4 実現に向けた取組

草津市歴史文化基本構想の実現に向け、本構想で設定した3つの歴史文化の特徴に沿って歴史資産を広く周知し、活用するものとする。

また、上位計画・関連計画となる草津市総合計画第3期基本計画（平成28年施行）や草津市文化振興計画（平成30年施行）など、文化を活かしたまちづくりを目指す関連施策と連携を図り、歴史資産の活用を進めていくことで当構想の実現を目指す。

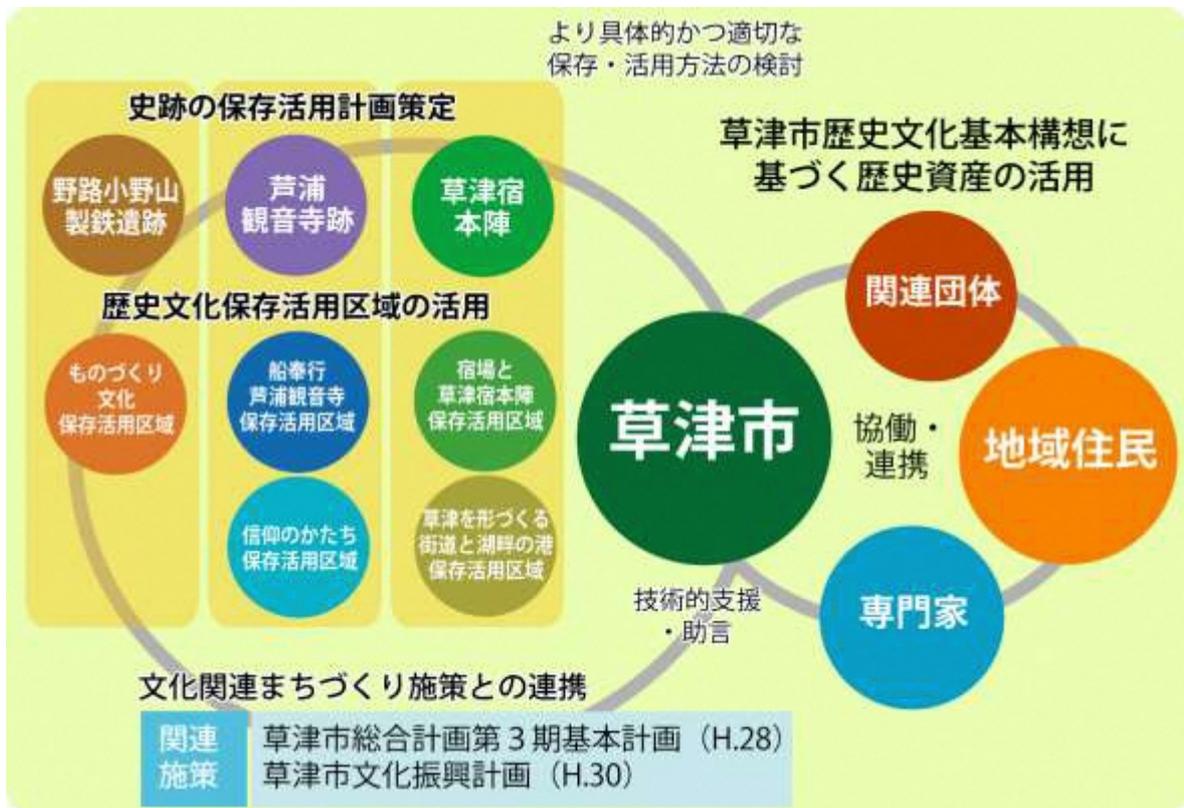


図 6-2 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた取組

さらに、歴史文化の特徴の中核となる文化財の中でも、野路小野山製鉄遺跡、芦浦観音寺跡、草津宿本陣の3つの史跡については、関連文化財群に基づく5つの歴史文化保存活用区域と一体となった保存・整備・活用を進めるとともに、保存活用計画を策定することにより、史跡そのものの具体的かつ適切な保存・活用方法を併せて検討する。

これら保存活用計画は、草津市が中心となり、地域住民や関連団体、および専門家の意見を取り入れ、作成することとする。なお、保存活用計画については、以下の内容について定めることとする。

①計画の対象となる歴史文化の整理

- ・ 史跡の構成要素の整理
- ・ 保存・活用に関する課題の整理
- ・ 関連施策、法令、事業との関連性の整理

②歴史文化保存活用区域における歴史文化の特徴

- ・ 対象となる文化財の状況把握、および他の歴史資産や草津市内における位置づけの整理など

③対象となる歴史文化の保存・管理および整備・活用の方針

- ・ ②を参照し、本構想の関連文化財群のテーマに沿った整備・活用の方針
- ・ 対象となる歴史文化が市域外にも関連して展開する場合の、他地域との連携の方針

④体制整備の方針

- ・ 文化財の所有者や関連団体などの状況にあわせた適正な体制整備および具体的な方策、取組づくり

なお、今後は引き続き、草津市における文化財の保存・活用に地域社会全体で取組んでいくための目標やより具体的な内容の検討を進める必要がある。そのために、草津市歴史文化基本構想を発展させた草津市文化財保存活用地域計画の策定について、本構想において定めた歴史文化の特徴、関連文化財群と歴史文化保存活用区域をもとに取組むものとする。